

## 平成24年 第2回定例会

### 総務地域連携常任委員会 提出資料

#### ◎所管事項

##### 1 三重県行財政改革取組について

(1) 三重県職員人づくり基本方針（最終案）について	1
(2) 政策を推進するための新たな仕組みの構築について	12
(3) 外郭団体等見直しの検討状況について	23
(4) 地域機関等の見直しについて	30
(5) 平成26年度からの個人住民税の特別徴収義務者の指定について	35
(6) 新たな財源確保対策について	37
(7) 県有財産の有効活用と長寿命化について	41

2 税外の未収金対策について	43
----------------	----

3 みえ緑と森のきずな税（仮称）について	47
----------------------	----

##### 4 審議会等の審議状況について

(1) 三重県公益認定等審議会	56
-----------------	----

#### [別冊資料]

○「税外債権に関する実態調査」結果について

平成24年12月12日

総務部

## 1 三重県行財政改革取組について

### (1) 三重県職員人づくり基本方針（最終案）について

#### 1 新たな人材育成方針の策定について

平成18年3月の「三重県人材育成ビジョン」策定後6年が経過し、「みえ県民力ビジョン」の策定をはじめ、その後の社会の変化、厳しい行財政状況や組織運営上の課題、新しい県政の動きに対応した人材育成への取組が必要となっています。

そのため、県職員に求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」を定めることとし、平成25年度から実施することとします。

#### 2 基本的な考え方

本方針では、目指すべき職員像を「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」と定義し、これまでの「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」への転換、組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組んでいくこととしています。

また、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組むこととしています。

#### 3 重点取組事項

みえ県民力ビジョンを的確に推進していくため、具体的な取組（主なもの）を次のとおり定めました。

- (1) 求められる人材の組織的な育成～「職員任せ型」から「積極関与型」へ  
「目指すべき職員像」の共有、職務に着目した研修の実施
- (2) 仕事を通じた人材育成（OJT）機能の充実  
OJTリーダーの設置、フラット制による組織運営の見直し
- (3) 職員の意欲と能力の向上を重視した人事制度  
スペシャリストコースの拡充（部マイスター制度の新設）
- (4) ベテラン職員の知識・経験の活用  
スペシャリストコースへの積極的活用、新たな職の設置による意識の向上
- (5) 若手・中堅職員の能力開発  
新規採用職員トレーナーの複数体制化、ジュニアボード（仮称）の設置
- (6) 意欲をもって働くことができる職場環境づくり  
職員提案制度の構築、良好な職場環境の推進
- (7) コンプライアンスの確立  
組織の方針と職員の行動選択基準の共有、チェック体制の強化、コンプライアンス研修の実施

# 三重県職員人づくり基本方針（最終案）

## 1 新たな人材育成の方針の策定について

平成18年3月の「三重県人材育成ビジョン」策定後6年が経過し、「みえ県民力ビジョン」の策定をはじめ、その後の社会の変化や新しい県政の動きに対応した人材育成への取組が必要となっている。

また、日常の業務運営の中でも、厳しい行財政状況や組織運営上の課題、職員の年齢構成の変化などの要因により、各職場、さらには、県組織全体として、人材育成にかかる様々な問題点や課題が指摘されている。

県政運営をより的確に推進していくためのベースは「人」であり、これらの新しい県政の動きや問題点・課題に対応していくため、県職員に求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」を定めるものである。

## 2 これまでの人材育成等にかかる問題点と課題

### （1）問題点及びその要因

現在、指摘されている人材育成等にかかる様々な問題点やその要因の主なものは、次のとおりである。

要因	問題点
人材育成方針の周知不足	<ul style="list-style-type: none"><li>・どのような能力開発を行い、どのような職員を目指せばいいのか、職員間で共有されていない。</li></ul>
職員の自主性に任せた人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・現三重県人材育成ビジョンに基づき、職員の自律的能力開発と組織の支援を基本として、個人が持つ能力を引き出し、育む、「自律型の人材育成」を推進してきたが、組織としての積極的関与、働きかけが弱く、職員任せの人材育成になってしまっており、組織として必要な人材育成ができていない。</li></ul>
職員数の減少及びフラット制による組織運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員数の減少や業務の複雑化、多様化により職場に余裕がなくなっているとともに、フラット制による組織運営により、他の担当の業務内容を知らず、職場内で相談し、教え合うことが難しくなっており、職場での人材育成が十分に行われていない。</li><li>・所属長や副課長等にも余裕がないため、各担当に任せきりで、複数の視点で業務を見ることが少なくなるなど、職場のチェック機能が低下し、業務上のミスが増えている。</li><li>・フラット制により、グループ内の職員は、長年にわたり一担当者で、与えられる役割に変化がないため、仕事を通じて成長していく機会に乏しい。</li></ul>

職員の年齢構成の変化（高齢職員の増加と若手職員の減少）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の職員が増加しているが、管理職・副課長等のポストには限りがあるため、課長補佐級等のベテラン職員の責任感、意欲の維持が難しい。今後は、管理職への昇任に至らない職員が一層多くなる。</li> <li>・職制上、副課長等になるまで部下を持つことがなく、若いうちにマネジメントを実地で経験する機会に乏しいため、将来のリーダー養成が危ぶまれている。</li> <li>・若手・中堅職員が、職場の年齢構成上、後輩を持つ機会も少なく、常に指示される立場であることが多いなど、受け身になりがちで、主体的に考え、行動することができなくなってしまっており、仕事へのやりがいも感じにくくなっている。</li> <li>・ベテラン職員が政策立案をすることが多いため、若手・中堅職員がそういった業務に取り組める機会が少なくなり、仕事を通じた能力開発が十分に行えない。</li> </ul>
県政運営にかかる環境変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からや市町への権限移譲及び外部委託化の進展、県民ニーズの多様化により、県に求められる役割が変化し、職員に求められる専門性も時代とともに変化してきているが、その変化に十分に対応できていない。現場に直接触れる機会が減少する中、必要な専門性を培うことが難しくなっている。</li> <li>・厳しい行財政状況の中、的確に課題を解決し、より高い成果を生み出していくには、これまで以上に、創意工夫による政策形成を行う力が必要となっているが、その要請に十分に対応できていない。</li> <li>・県職員を取り巻く環境がより厳しくなる中、職員に余裕がなくお互い助け合う雰囲気が薄れ、職員一人ひとりへの業務負担が大きくなってしまっており、仕事と家庭の両立への不安感やメンタル面での問題を抱える職員が増えつつある。</li> </ul>
コンプライアンス意識の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正な事務処理や事務上のミス、飲酒運転などの不祥事が続いていることにより、県職員に対する県民の信頼を損なう事態となっている。</li> </ul>

## (2) 課題

これらの問題点及びその要因に対応し、今後の人材育成の取組を進めるにあたって留意すべき課題として考えられる主なものは、次のとおりである。

- ・人材育成方針の共有と人材育成に対する組織の積極的な関与
- ・職場での人材育成機能の強化
- ・職員の意欲の維持・向上
- ・若手・中堅職員の育成の強化
- ・県職員として必要な専門性と政策形成能力の向上
- ・働きやすい職場環境の整備
- ・コンプライアンス意識の向上とチェック機能の強化

### 3 求められる人材像と能力

「三重県行財政改革取組」（平成24年3月策定）では、「現場を重視し、県民の皆さんと共に『協創』の取組を進める、高い意欲と能力を持った人材」を育てる「人づくりの改革」が柱の一つとなっており、「職員力のさらなる向上」のため、「①職員の意欲および能力の向上」「②高度な専門性と『協創』のスキルの向上」に取り組むこととしている。

これらの新しい県政の動きと現状の課題を踏まえたうえで、「県職員に求められる人材像と能力」を示すこととする。

#### 目指すべき職員像

県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員

「幸福実感日本一」の三重を創っていくために、県民の皆さんと共に感性を持ち、自ら行動できる日本一の職員を目指していく

#### (1) 職員に求められること

- 県民の皆さんの信頼が得られるよう、高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行し説明責任を果たすこと
- 現場を重視し、関係者と向き合い、思いを共有し、自ら積極的に関係を構築していくこと
- 高い問題意識で問題を発見し、課題解決に向けて自ら積極的に取り組むこと
- 高度な専門性を備え、自ら積極的に政策・事業を変革し、県民に成果を届けること

#### (2) 職員の基本姿勢

- 元気でポジティブ
  - 三重県が好きで、熱意を持って仕事に取り組む職員
  - ホスピタリティを持ち、笑顔であいさつできる職員
- 県民と共に
  - 自ら積極的に県民の皆さんと向き合い、思いを共有でき、共に行動できる職員
- 高い「志」
  - 礼節を重んじ、コンプライアンスの意識や高い倫理観を持ち、県民の皆さんのが安心して県政を任せられる職員
  - 责任感を持って、実現まであきらめず、継続して努力できる職員
- アクション
  - 何事にも全力で、逃げずに、挑戦と変革を続ける職員
  - 高い専門性と意欲をもって、自ら考えて行動する職員

### (3) 職員に必要な基本的な力

- 県民と共に県政を推進する力  
共感性（聴く力）、調整力、行動力、発信力、説明力
- 政策・事業を的確に立案し、課題を解決する力  
情報収集力、課題発見力、政策立案能力、企画力
- 業務を着実に遂行する力  
知識・技能、調整力、計画力、実行力、責任感
- 部下や後輩を育てる力  
コミュニケーション能力、指導力、チームワーク

## 4 求められる人材を育成するための基本的な考え方

「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」へ  
～組織全体で、より積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組む～

厳しい行財政状況の中で、「みえ県民力ビジョン」に掲げる新たな県政運営を的確に推進していくためには、様々な立場や年齢の職員が、それぞれの職場で必要な知識・能力をより効果的・効率的に身につけ、自ら積極的に行動できる職員とならなければならない。  
これまで、職員が自律的に能力を開発し、組織はその支援を行うという「自律型の人材育成」を目標に取り組んできたが、その実態は、職員任せの人材育成になってしまっていたことへの反省も踏まえ、今後は、県政運営のベースである「人」を管理職以下組織全体でより大切に育てる意識を大事にし、対話を通じて、組織全体で、より積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組むこととする。

## 5 重点取組事項

「求められる人材像と能力」と「人材育成の基本的な考え方」を念頭に、次のとおり重点的な取組を行う。

### (1) 求められる人材の組織的な育成～「職員任せ型」から「積極関与型」へ～

「目指すべき職員像」を周知徹底し、管理職員のリーダーシップのもと、県職員として必要とされる知識、能力を有する職員の育成に、組織全体で取り組む。

(具体的な取組)

#### ① 「目指すべき職員像」の共有

県庁全体の職員力をより向上していくには、職員が「目指すべき職員像」を共有し、目標に向かって切磋琢磨していくことが重要であり、そのための仕組みを構築する。

- ・ 三重県経営方針や組織マネジメントシート等を活用し、各職場に展開
- ・ 常に職員の目に触れ、日常的に確認できる取組（WEBへの掲示、職場での掲示、名札への記載等）

### ②対話を通じた職員の能力向上のための目標の設定

組織マネジメントシート等をもとに、「県職員育成支援のための評価制度」の面談を通じて、職員の能力向上のための1年間の具体的な目標や取組方針を設定する。また、中間・期末期には、目標の達成状況や今後の課題等について確認する。

### ③職場での役割（職務）に着目した研修の実施

職級別の研修よりも、職務に応じた研修の方が、より効果的と認められるものについて、現在の研修体系を見直す。

- ・ 新任所属長、新任副課長研修の実施

## （2）仕事を通じた人材育成（OJT）機能の充実

人づくりに最も重要な職場での仕事を通じた人材育成（OJT）を、より一層充実させていくために、職場全体で人材育成（OJT）に取り組む体制づくり、先輩と後輩が積極的に教え合い、学び合う環境づくりを行う。

（具体的取組）

### ①OJTリーダーの設置

職場での人材育成をより一層推進し、グループ全体で取り組むことができるよう、各グループに次のような役割を担うOJTリーダー（原則、副課長等）を設置する。

- ・ グループ員の能力向上のための目標の共有化とその達成に向けた具体的な指導・助言
- ・ 若手職員への指導体制づくり
- ・ 職場での勉強会など、職員が互いに学び合う場づくり

### ②フラット制による組織運営の見直し

業務実施の基本を「個人」から「組織」に改めるなど、いわゆる「フラット制」を見直し、職場の横のつながりを高めることにより、他の職員の業務にも一定の関心を持ち、グループ内で互いに教えあう組織とする。

### ③OJT支援のための研修の実施

OJTリーダーや実際に若手職員を指導する職員を支援するための研修を充実する。

## （3）職員の意欲と能力の向上を重視した人事制度

職級や年齢にかかわらず、職員が自分の将来に希望を持ち、常に元気で前向きに職務に従事できるよう、職場での対話を重視し、職員の意欲と能力を維持・向上する取組を

行う。

(具体的な取組)

①県職員育成支援のための評価制度の定着と施行

職員一人ひとりの意欲や能力が最大限に発揮されるとともに、組織の目標が共有され、様々な行政課題に柔軟に対応することができる組織の実現（組織力の向上）のため、「人材育成」と「チームワークの向上」に力点を置いた評価制度の定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と待遇に取り組む。

②スペシャリストコースの拡充

県民の皆さんのがニーズに的確かつ迅速に応えるため、スペシャリストコースを拡充し、時代の変化に対応できる高度な専門性を備えた職員の育成に取り組む。

ア 部マイスター制度の新設

複雑化・高度化する業務の的確な遂行を図るため、1つの部局の経験を長く積むことにより、より業務に精通した職員を養成することを目的とした部マイスター制度を新設する。部マイスターに認定された職員は、一定期間、1つの部局内を異動するものとし、原則、他部局への異動はしない。

イ スペシャリストとしての意識づけと意欲の向上

専門的な知識や能力、経験を持ち、スペシャリストコースに採用された職員の意欲を高めるため、例えば、新たに呼称（専門主査、専門主幹等）を設けるなど、対外的にスペシャリストであることを明確にする。

③多様な組織との人事交流の推進

職員の視野と経験の幅を広げ、柔軟な発想力と県民と共感できる感性を持ち、自ら行動することができるよう、オフサイトミーティング等の自発的な活動を支援する職場意識を醸成するとともに、国・他県・市町・民間企業などとの人事交流に積極的に取り組む。

- ・国・他県（高度な専門性と特色ある行政運営のノウハウの習得）
- ・市町（現場経験と住民ニーズへの的確な対応の習得）
- ・民間企業（効率的な業務運営やコスト意識、また顧客に対するサービス意識などの習得）

**(4) ベテラン職員の知識・経験の活用**

ベテラン職員の豊富な知識・経験は、それ自体が県の貴重な財産であり、職員の持つ知識・経験の活用を進めるとともに、これまで培った知識や能力を発揮できるような人事に努め、モチベーションの維持向上を図る。

(具体的取組)

①スペシャリストコースへの積極的任用

ベテラン職員をその得意分野のスペシャリストとして積極的に任用することによ

り、業務の的確な遂行及び後輩職員への指導育成・知識の伝承など、その豊富な知識・経験を活用し、より意欲的に業務に取り組むことができるようスペシャリストコースの拡充を図る。

## ②新たな職の設置による意識の向上

所属長の総括的業務の補佐、業務のチェック、職員の人材育成等の役割を担う新たな職を設置することにより、段階的な人材育成に取り組み、職務遂行にあたる職員の責任感や意欲の向上を図る。

## (5) 若手・中堅職員の能力開発

県職員としての基礎を形作ることとなる若手職員の教育を重視し、より充実した教育体制を構築する。

また、職場の年齢構成上、受け身になりがちな若手・中堅職員に対して、政策形成能力の向上や視野を広げる機会を設けるなど、主体的に考え、自ら行動できる場づくりを行う。

(具体的取組)

### ①キャリア形成期間における人材育成の重視

人事異動方針では、「新規採用後、8～10年間程度はキャリア形成期間と位置づけ、県政に対する幅広い視野の育成を図るため、多様な現場や職務を経験させる」と明記されており、あらためてこの方針を徹底し、職場での教育を重視する。

### ②若手職員の基礎づくりのための研修の充実

県職員としての基礎となる基本姿勢や基本的な力を早期に習得させるため、新規採用から5年目までの若手職員の必修研修を充実する。

### ③新規採用職員トレーナーの複数体制化

新規採用職員の職場での教育について、「みんなで行う人づくり」を進めるため、現在の新規採用職員とトレーナーの1対1体制から、OJTリーダーを中心に複数のトレーナーで計画的に教育に取り組む体制(マルチ・トレーニング制度)に変更する。

### ④若手・中堅職員の政策形成能力等の向上と組織活性化に向けた「場」の創出

若手・中堅職員を構成員とした「政策創造員会議」を部局横断的に設置し、気づきや自由闊達な議論の場としての「若手・中堅職員養成塾」や県の重要課題等に関する調査・研究などを通じた政策形成能力の向上に取り組む。

また、新任係長級職員等を構成員とする「ジュニア・ボード(仮称)」を、部局単位を基本として設置し、部局の政策課題や組織運営課題に対する改善策の検討・実践を通じて、若手・中堅職員の政策形成能力等の向上や組織の活性化を図る。

## (6) 意欲をもって働くことができる職場環境づくり

職員が個性や能力を發揮し、お互いに高め合い、意欲を持って働くことができるとともに、創意工夫や業務改善等が日常的に行われる職場環境づくりに取り組む。

(具体的取組)

### ①現場の思いや発想を引き出す新たな職員提案制度の構築

職員が政策・業務改善を提案し、実現する機会をつくり、職員一人ひとりの意欲・能力の向上と組織の活性化及び効果的な政策立案につなげるため、新たな職員提案制度を実施する。

- ・幸福実感日本一（政策）職員提案
- ・日本一、働きやすい県庁（業務改善）職員提案

### ②子育て期間のキャリア形成支援

子どもが3歳になるまで育児休業を取得することができ、また、育児短時間勤務制度が導入されるなど、子育てに対する支援策が充実してきている。

引き続き、その意欲と能力を發揮し、活躍してもらえるよう、今後のキャリア形成についての意識を醸成する機会（子育ての先輩職員との意見交換会等）を設ける。

### ③良好な職場環境の推進

「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」に基づき、セルフケア支援事業の重点的な実施や管理監督者への研修等を通して、メンタル疾患の予防に力を注いでいく。

また、引き続き、管理職を対象とするモチベーションマネジメントに関する研修を実施するとともに、コミュニケーションの活性化や業務の効率的な実施、ハラスメント対策の推進など働きやすい県庁づくりに取り組む。

## (7) コンプライアンスの確立

高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行できるよう、コンプライアンスを確立し、県民から信頼される人づくりに取り組む。

(具体的取組)

### ①「組織の方針と職員の行動選択」基準の共有

不適正な事務処理や事務上のミス、飲酒運転などの不祥事が続いていることを踏まえ、職員一人ひとりが次の「組織の方針と職員の行動選択」を常に意識することができるよう、職員の行動規範を示す。

#### ※組織の方針と職員の行動選択

- 組織の方針を維持するためなら、法令違反もやむなしという行動選択の排除
- 前例がなくても、法令を遵守する必要があれば困難な処理に立ち向かう積極的な姿勢
- 公務員の地位・職務は法令に基づくのであり、その公務員が法令に背くのは背理であること
- 公務員は全体（県民・国民）の奉仕者であり、県組織の奉仕者ではないこと

## ②チェック機能の強化と業務の適正な実施

「個人」に業務を割り振るという考え方から、「組織」に業務を割り振るという考え方方に改め、組織内での責任体制や業務分担の明確化を図るとともに、課やグループなど組織の各階層において、必要に応じて、長の補佐やチェック機能等の役割を担う職の設置を検討する。

## ③コンプライアンスの意識を高める研修の実施

公務員に求められる倫理と規律を再確認するとともに、信頼される公務員としてのあり方をしっかりと自覚することを目的とした研修を職責に応じ、定期的かつ継続的に実施する。

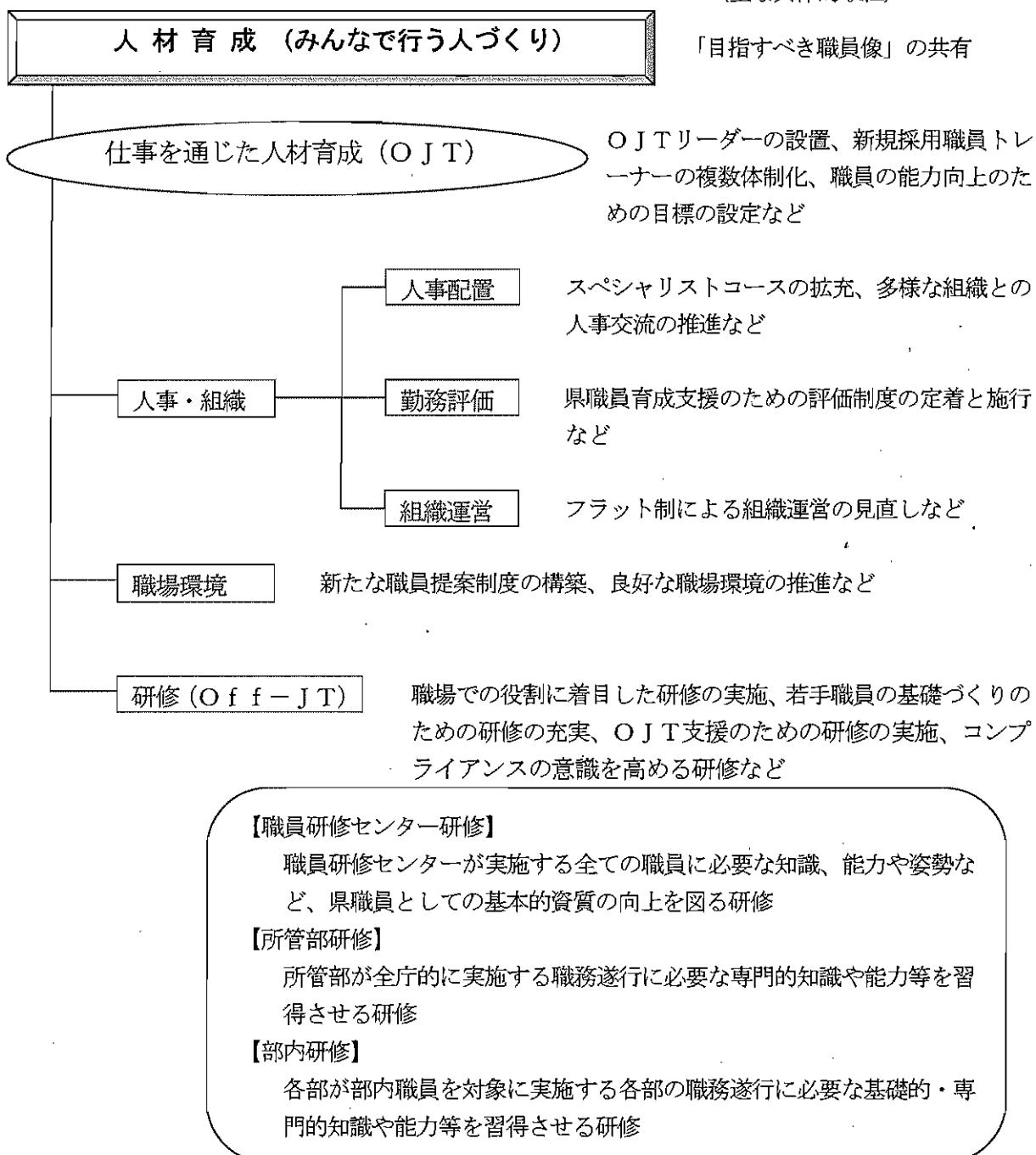
## 6 新たな人材育成の体系

本基本方針では、新たに示した「求められる人材」を育成していくための基本的な考え方として、これまでの「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」への転換、組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組んでいくこととしている。

新たな人材育成については、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を人材育成の最も重要な柱に位置づけることとし、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組むこととする。

### ※ 新たな人材育成の体系

(主な具体的取組)



## (2) 政策を推進するための新たな仕組みの構築について

「三重県行財政改革取組」においては、県政運営の仕組みについて、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう「仕組みの改革」として取組を進めることにしています。

その取組の一つとして、これまで政策を推進するために運用してきた「みえ行政経営体系」を見直し、新たな仕組みの構築を検討してきたところです。

### 1 みえ行政経営体系の概要

「みえ行政経営体系」は、県政を着実に推進するための単年度サイクルの行政運営の仕組みとして、経営品質向上活動、危機管理、環境マネジメントシステムを「県政のマネジメントのベース」に位置づけ、「広聴広報・情報マネジメント」により県民ニーズ等を把握、反映する中で「戦略策定(Plan)」、「戦略展開(Do)」、「評価(See)」のサイクルが相互に連携してマネジメントすることとしてきました。

### 2 現行の主な課題

現行の「みえ行政経営体系」の運用においては、職員から仕組みの形骸化や複雑化などの意見が寄せられるなど、必ずしも効果的・効率的に機能を発揮できていない状況となっており、主な課題として次のようなものがあげられます。

- 「みえ行政経営体系」を構成するそれぞれの仕組みを独立して運用しているために、仕組み間の連携が不十分で、特に戦略展開(Do)から評価(See)へのつながりや、評価(See)から次の戦略策定(Plan)へのつながりといった連携に課題があり、効果的な運用につながっていない。
- 「みえ行政経営体系」の構築によって、さまざまなマネジメントの仕組みを体系立てて、一定の整理を行ったものの、特に評価機能は、「みえ政策評価システム」の運用や「成果レポート」の作成のほかにも数多くの類似のものがあるなど、複雑・煩雑化しており、効率的な運用となっていない。

### 3 見直しの方針

こうした課題を踏まえ、「みえ県民力ビジョン」や「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けていくために、次の方針に基づき、「みえ行政経営体系」を見直し、新たな政策を推進する仕組みとして、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を構築します。

- 「みえ行政経営体系」を構成するそれぞれの仕組みの連携を高め、本来の目的を果たしながら有効に機能するよう体系を再構築する。
- 現行のPDSサイクルをPDCAサイクルと変更するなど、評価・改善を確実に計画につなげていくための見直しを重点的に行う。
- 「みえ行政経営体系」を構成する仕組みだけでなく、幅広く行政運営に関わる仕組みについても検証し、類似機能の統合などの簡素化・効率化を図る。

### 4 具体的な見直し方策

#### (1) 評価(Check)・改善(Act)を確実に計画(Plan)につなげるマネジメントサイクルの整備

##### ① 評価等を踏まえて確実に改善につなげる検討の場の設定

「政策協議」を全庁としての評価等を踏まえて、確実に改善につなげる検討の場として位置付けます。

「春の政策協議」は、現年度の各部局長のミッションを知事と確認するとともに、前年度の取組の評価を確実に行い、成果と残された課題、現年度の取組方針を確認・決定するための協議を行います。

「秋の政策協議」は、現年度の上半期の進捗状況を確認するとともに、次年度にむけた取組方向として、次年度の重点化施策（仮称）の決定、「経営方針」案の策定につなげるための協議を行います。

なお、次年度の「経営方針」案の検討にあたっては、「みえ行政経営体系」では、前年度の取組の評価結果を活用してきましたが、新たな仕組みにおいては、これに加え、現年度の上半期の進捗状況を活用することで、よりタイムリーな事業環境を反映していくこととします。

## ② 事務事業の見直しへの外部の視点の導入

これまで県内部で行っていた事務事業の見直しの取組について、改善(Act)機能の強化を図るため、目標を達成できていない施策を構成している事業を対象に、外部有識者から目標達成に向けた意見・提案を聴き取り、翌年度以降の事業展開の参考とします。

## (2) 効率的・効果的なマネジメントサイクルの運用に向けた整備

### ① オールインワンシステムの構築

マネジメントサイクルを効率的・効果的に運用し、政策を着実に推進していくために、従来はそれぞれの仕組み等で運用されてきた以下の機能に必要な情報を集約し、一括して管理する仕組みを構築し、効率化を図ることとします。

#### 〈オールインワンシステムを活用する機能〉

- ・ 経営方針実践方策（年度計画・目標の設定、計画の進行管理）
- ・ みえ政策評価システム（施策や事業の自己評価）
- ・ 成果レポート（成果の対外的な説明）
- ・ 勤務評定の業務評価（成果に対する人事評価）
- ・ 前年度評価に基づく事務事業の見直し
- ・ 予算要求・当初予算編成に向けての基本的な考え方（資源配分の検討）
- ・ 重点化施策（仮称）の検討
- ・ 事務引継（内部の事業説明）

### ② オールインワンシステムの構成

「オールインワンシステム」は、「組織マネジメントシート」と「事業マネジメントシート」から構成し、一体的に運用管理できる仕組みとして構築していきます。

「組織マネジメントシート」は、知事の示す「経営方針」と常に一貫性を保って職員全員が行動できるようにするとともに、所属の目指す姿に向かって、仕事の進め方や組織力の向上等に関する年間の行動計画やその目標を明確にし、進捗管理していくシートとします。

「事業マネジメントシート」は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標や事業目的等を着実に実現・達成していくために進捗管理し

ていくシートであるとともに、次年度の戦略・予算などの検討資料や、成果に対する対外的な説明責任を果たす「成果レポート」につながる評価資料としていきます。また、「事業マネジメントシート」はそれぞれの主担当が、次の単位で作成することとします。

〈事業マネジメントシートの作成単位〉

【選択・集中プログラム単位】 部局長

【施策単位】 副部長・次長

【事務事業単位】 課長等

※ なお、基本事業の進行管理と評価については、基本事業単位のシートによらず、事務事業単位と施策単位で作成する「事業マネジメントシート」のなかで一体的に進行管理及び評価を行うこととします。

③ 年度計画の策定時期の前倒し

当該年度において、速やかに事業を実施する体制とするため、「事業マネジメントシート」は、当初予算案がかたまった段階(2月初旬)から着手し、「組織マネジメントシート」は4月初旬に作成することとします。

(3) その他、政策の推進に向けた整備

① 「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標達成に向けた方針の明確化

厳しい財政状況が続く見込みの中で、全ての数値目標を効率的に4年間で達成していくためには、これまで以上に選択と集中を明確にしていく必要があります。そのため、限られた財源を効果的に活用する観点から、目標達成できたものについては、安易に目標値の上方修正を行うのではなく、その状況や残された課題を検証したうえで注力の方向を決定します。

② 協創の推進に向けた「広聴広報・情報マネジメント」

「広聴広報・情報マネジメント」は、県政情報をわかりやすく積極的に提供するとともに、県政に県民の皆さんのニーズを的確に反映させていこうとする県政推進の基本的な仕組みです。今後の政策を推進するための新たな仕組みの展開においても、広聴広報をはじめとした県政情報

の受発信は、県民力による協創の三重づくりに向けて県と県民の皆さんとをつなぐ活動としてさらに効果的に行われる必要があります。

「広聴広報・情報マネジメント」を通じて県民の皆さんとの協創を進めていくため、広聴広報の重要性について「経営方針」の行動指針に盛り込み、職員の広聴広報意識の向上を図るとともに、「三重県広聴広報方針(仮称)」に基づく、戦略的な広報活動や県民の声を県政に反映するための広聴活動の実施、「広聴広報ハンドブック(仮称)」による職員の実践的な広聴広報の取組の促進等に取り組んでいきます。

### ③ 「マネジメントのベース」の位置づけの廃止と「経営方針」による運用

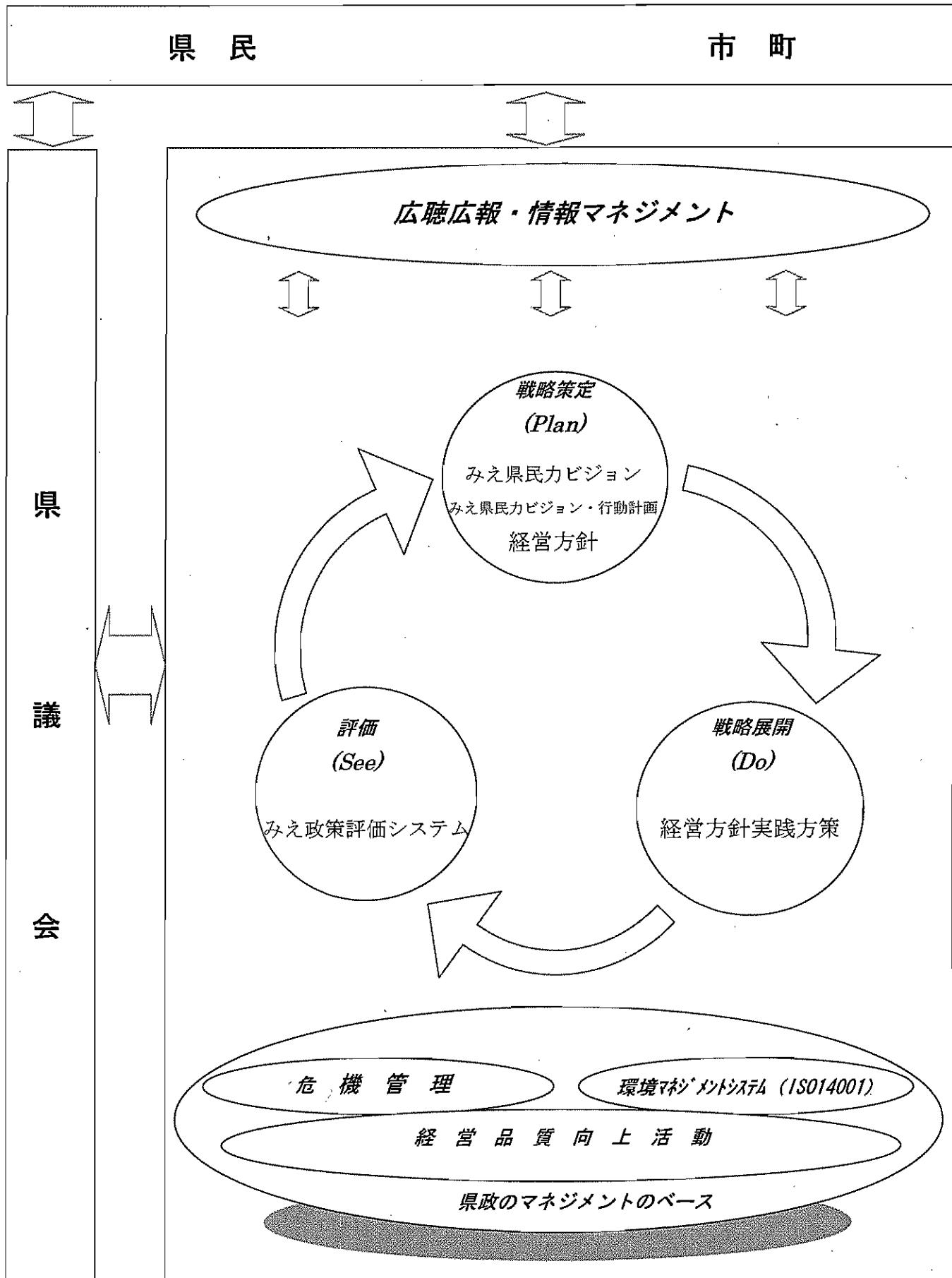
「みえ行政経営体系」で位置づけてきた「マネジメントのベース」は、政策を推進するPDSサイクルとは別に位置づけたことで、システム間の連携が不十分な面もみられたため、今後の政策を推進するための新たな仕組みの中では「マネジメントのベース」としての位置づけは行わないこととします。

そのため、これまで「マネジメントのベース」が担ってきた政策を推進するうえで職員が大事にすべき考え方については、「経営方針」の中で行動指針として盛り込むことで、政策の重点化などの方針とともに一体的に示すこととし、「オールインワンシステム」を通じて組織内に展開します。

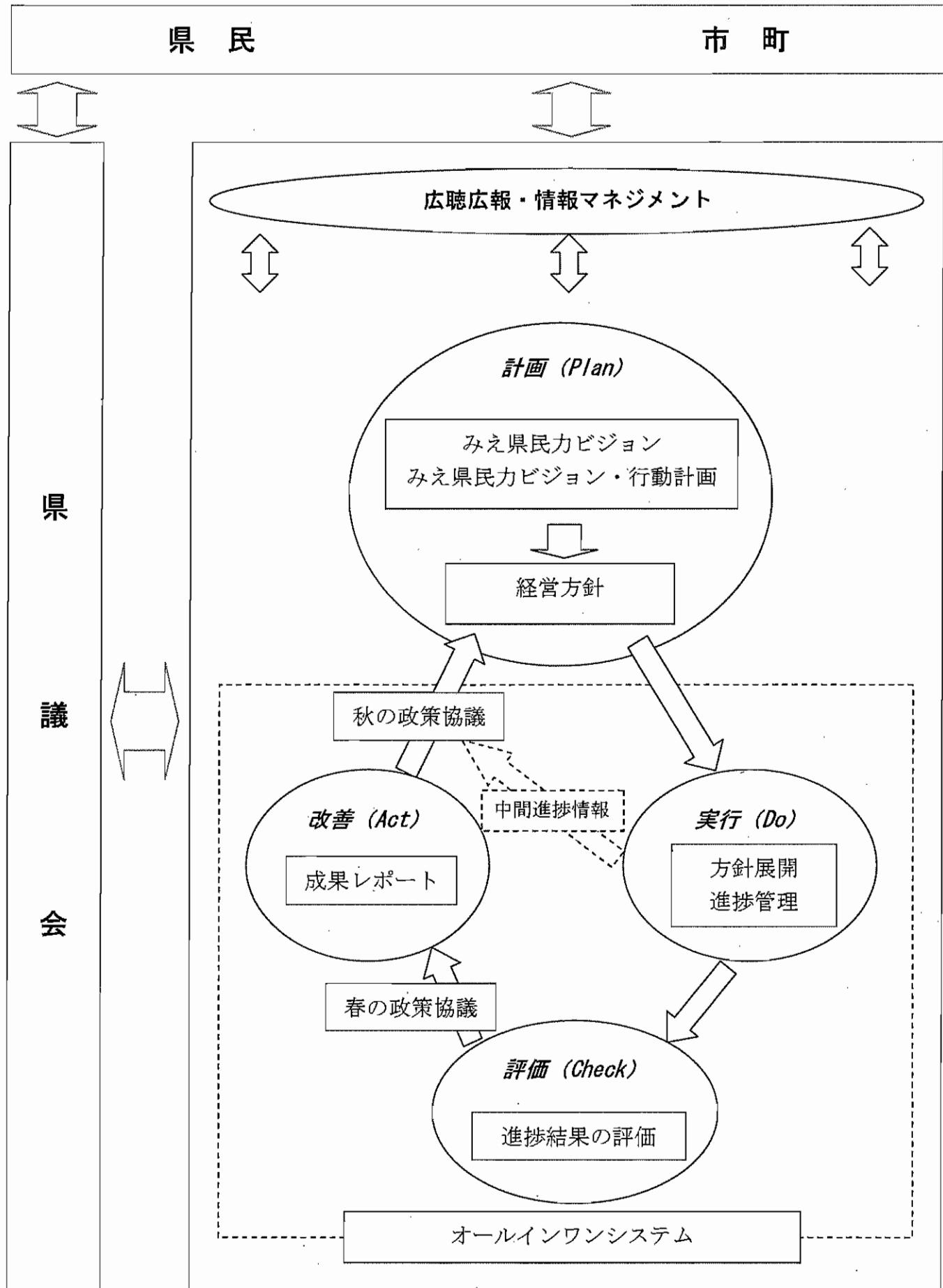
### ④ 政策を推進していくうえで必要となる職員の能力の向上

「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成の中で、政策を推進するうえで必要となる課題解決能力などを高める方策を盛り込んでいきます。

## 現行（みえ行政経営体系）のイメージ図

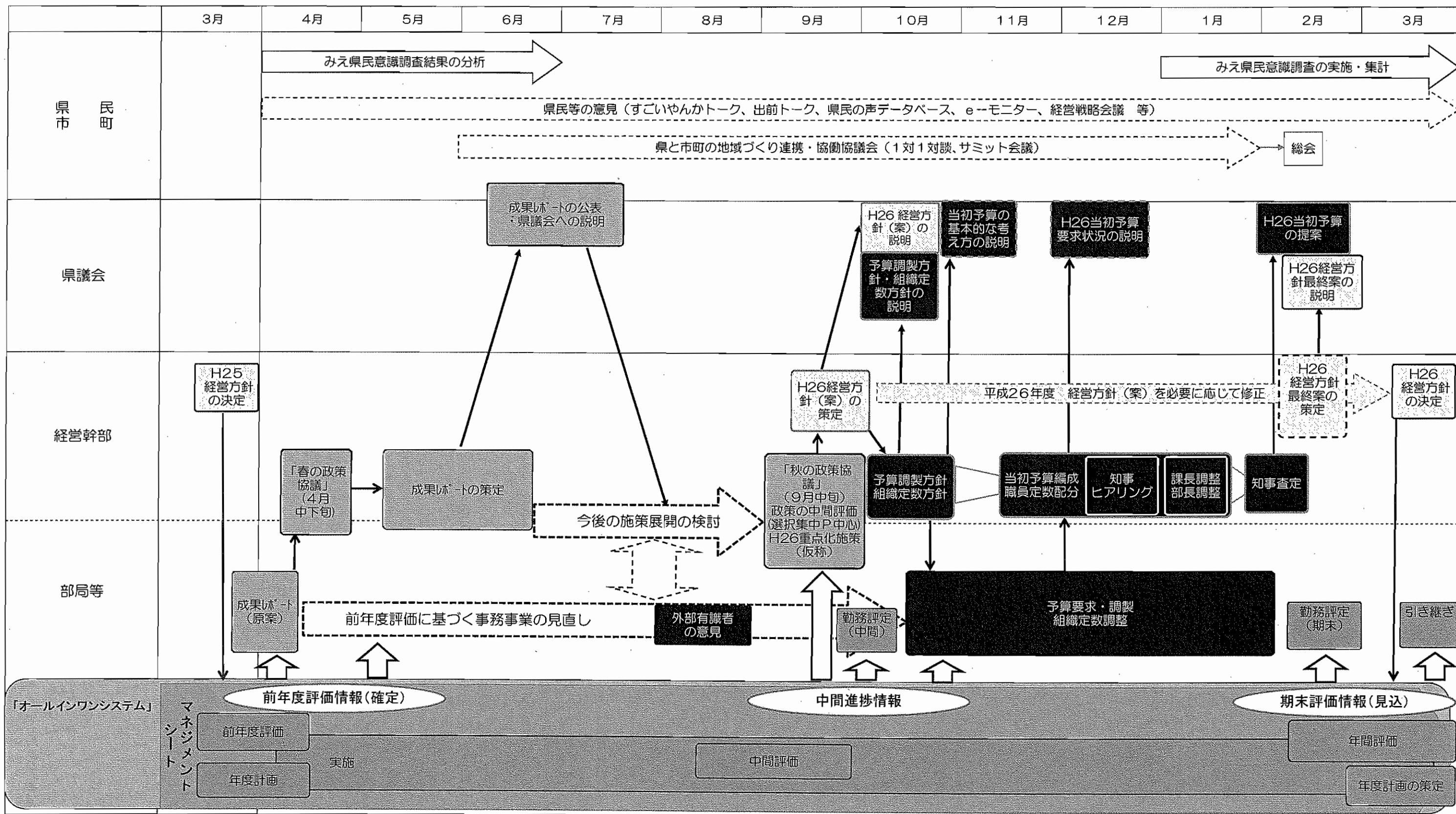


## みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）のイメージ図





## 「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」 年間運用スケジュール（案）



(参考)

## オールインワンシステムの構成案について

### 「組織マネジメントシート」の構成

#### 1 所属の経営方針

所属の使命・存在目的、経営課題と取組方向、中間・期末における成果と課題、改善方向 など

#### 2 本年度の業務計画

所管業務の実施計画、中間・期末における成果と課題、改善方向 など

事業マネジメントシート

#### 3 所属運営の取組計画

職員力・組織力の向上、業務改善等の推進、  
中間・期末における成果と課題、改善方向 など

### 「事業マネジメントシート（事務事業）」の構成

#### 1 事業概要

目的、必要性、予算額、目標 など

#### 2 取組詳細

取組内容、優先度とその理由 など

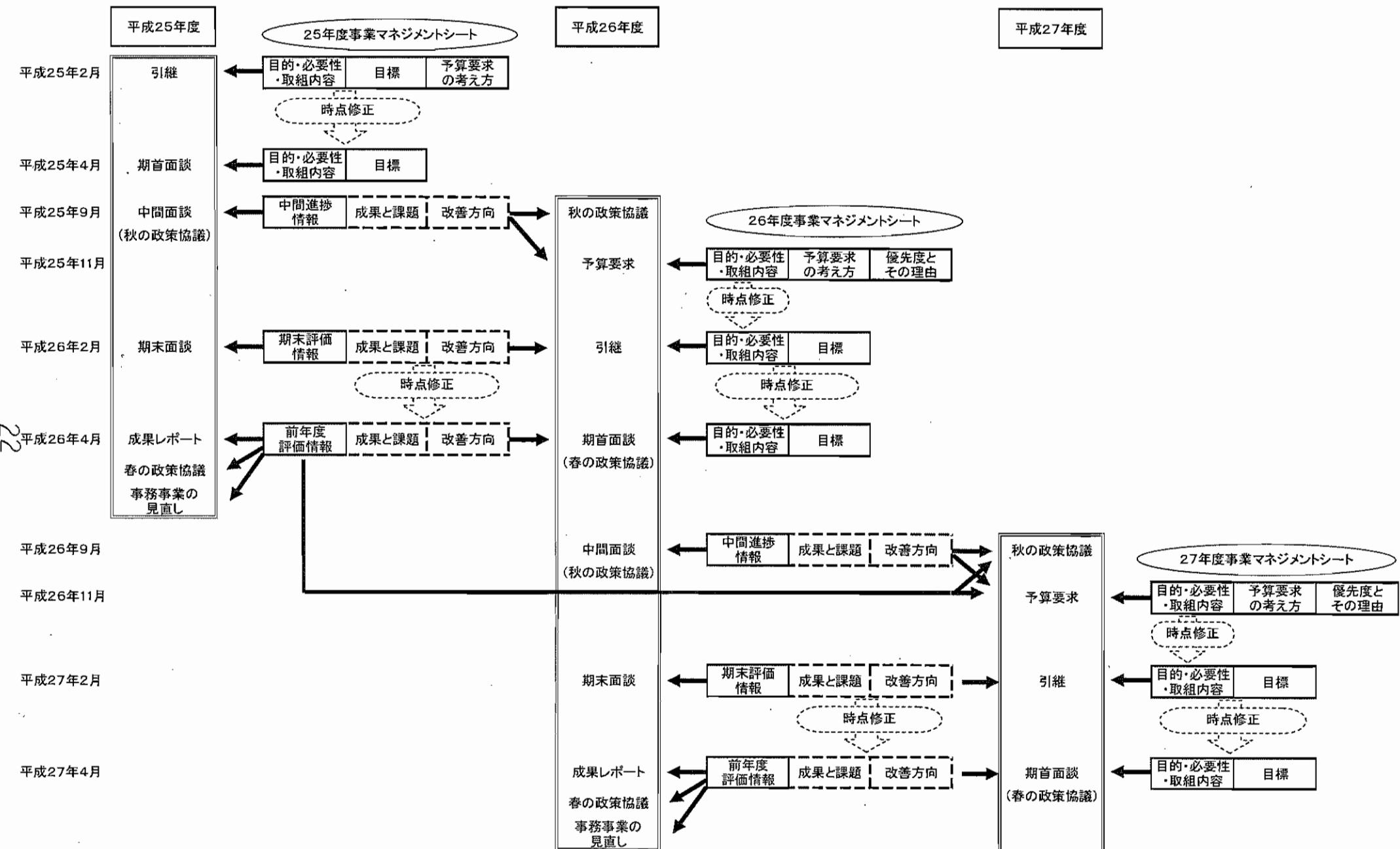
#### 3 中間進捗情報

成果と課題、改善方向 など

#### 4 期末評価情報

成果と課題、改善方向 など

## 事業マネジメントシート作成と活用の流れ



### (3) 外郭団体等見直しの検討状況について

外郭団体等の見直しについては、10月に策定した「外郭団体等見直し方針」に基づき、現在、個別団体ごとのあり方及び県関与についての見直しの検討を進めています。現時点における見直しの検討状況は、以下のとおりです。

#### 1 団体のあり方の見直し

##### (1) 「外郭団体等見直し方針」による見直しの視点

###### ① 事業目的の妥当性

- ・ 事業目的は、現在でも、県民や社会のニーズを真に反映しているか。
- ・ 時代状況の変化により、事業の必要性や期待する効果が低くなっていないか。

###### ② 団体実施の必要性

- ・ 事業実施にあたっては、県とは適切に役割分担がなされているか。
- ・ 事業内容は、民間企業や他の非営利団体等では代替できないものか。

###### ③ 団体経営の視点

###### ア 手段の有効性

- ・ 事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか。
- ・ 事業実施にあたり的確な目標を設定しているか。

###### イ 手段の効率性

- ・ 投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか。
- ・ 必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか。
- ・ 同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか。

###### ウ 緊要性

- ・ 妥当性、必要性、有効性、効率性が認められたとしても、団体の経営状況を勘案した場合、事業に緊要性が認められるか。

上記視点に基づき、団体の目的や事業内容についての精査を行い、団体のあり方について検証を行った結果は、以下のとおりです。

##### (2) 「団体のあり方の見直し」で見直しが必要な団体

18団体

###### ① 事業目的の妥当性

1団体

###### ② 団体実施の必要性

5団体

###### ③ 団体経営の視点

###### ア 手段の有効性

9団体

###### イ 手段の効率性

12団体

###### ウ 緊要性

2団体

\* ①から③の見直し項目は、重複する場合があるので、見直しが必要な団体数とはあわない。

見直しの視点ごとに必要な見直しの方向を類型化すると以下のとおりであり、現時点における主な個別団体の見直し方向は、別表(1)のとおりです。

### (3) 見直し方向の類型化

- ① 「事業目的の妥当性」に問題がある場合 → A 団体の存廃等を含めて検討  
→ B 抜本的な団体のあり方見直し
- ② 「団体実施の必要性」に問題がある場合 → A 団体の存廃等を含めて検討  
→ B 抜本的な団体のあり方見直し  
→ C 県等との役割分担見直し  
→ D 他団体による代替実施の検討
- ③ 「団体経営の視点」
  - ア 「手段の有効性」に問題がある場合 → E 事業見直しによる効果の改善  
→ F 中期計画等の策定
  - イ 「手段の効率性」に問題がある場合 → G 事業手段見直しによる効率性の改善
  - ウ 「緊要性」に問題がある場合 → H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討

別表(1) 「団体のあり方見直し」

見直しの視点／見直しの方向	団体名
①「事業目的の妥当性」に問題がある場合（1団体）	
B 抜本的な団体のあり方見直し	(公財)国際環境技術移転センター
②「団体実施の必要性」に問題がある場合（5団体）	
A 団体の存廃等を含めて検討	(財)三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会
C 県等との役割分担の見直し	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (社)三重県観光連盟
③「団体経営の視点」に問題がある場合	
ア「手段の有効性」に問題ある場合（9団体）	
E 事業見直しによる効果の改善	(財)三重ボランティア基金 (財)三重県小動物施設管理公社 (財)三重県武道振興会 (財)三重県労働福祉協会 三重県信用保証協会 (社)三重県観光連盟
F 中期計画等の策定	(公財)国際環境技術移転センター (公財)三重県産業支援センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター
イ「手段の効率性」に問題がある場合（12団体）	
G 事業手段見直しによる効率性の改善	(財)三重ボランティア基金 (公財)三重こどもわかもの育成財団 (財)国史跡斎宮跡保存協会 (財)三重県武道振興会 (公財)三重県農林水産支援センター (株)三重県松阪食肉公社 (株)三重県四日市畜産公社 (公社)三重県緑化推進協会 (公財)三重県水産振興事業団 (株)三重データクラフト (公財)国際環境技術移転センター (財)三重北勢地域地場産業振興センター
ウ「緊要性」に問題がある場合（2団体）	
H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	(公財)三重県農林水産支援センター (公財)国際環境技術移転センター

## 2 県関与の見直し

### (1) 「外郭団体等見直し方針」による見直しの視点

次の項目について、県関与を縮小する方向で見直しを行う。

#### ① 出資（出捐）等

- ・ 団体運営への参画の妥当性について、設立時の経緯等も踏まえて検証し、見直しを行う。
- ・ 公益法人制度改革にあわせて、法人移行後の県関与の必要性について検討する。

#### ② 財政的支援（随意契約、補助金、損失補償等）

- ・ 団体への県の予算措置のあり方については、事業の検証を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

#### ③ 人的支援（職員派遣、役員就任等）

- ・ 職員の派遣や知事、副知事等の団体役員等への就任について、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

上記視点に基づき、各団体への県の関与について検証を行った結果は、以下のとおりです。

(2) 「県関与の見直し」で見直しが必要な団体	22団体
① 出資（出捐）等	0団体
② 財政的支援（委託、補助金等）	9団体
③ア 人的支援（職員派遣）	9団体
イ 人的支援（役員等就任）	17団体

\*①から③の見直し項目は、重複する場合があるので、見直しが必要な団体数とはあわない。

現時点における主な個別団体の見直しの方向は、別表(2)のとおりです。

別表(2)「県関与の見直し」

見直しの方向	団体名
② 委託・補助金等の見直し (9団体)	(財) 国史跡斎宮跡保存協会 (公財) 三重県国際交流財団 (財) 三重県武道振興会 (公財) 三重県農林水産支援センター (公財) 三重県水産振興事業団 (財) 三重県労働福祉協会 (公財) 三重県産業支援センター (社) 三重県観光連盟 三重県土地開発公社
③ア 職員派遣の見直し (9団体)	(公財) 三重県農林水産支援センター (公財) 国際環境技術移転センター (公財) 三重県産業支援センター (社) 三重県観光連盟 (公財) 三重県建設技術センター 三重県土地開発公社 三重県道路公社 三重県住宅供給公社 (財) 三重県下水道公社
③イ 役員等就任の見直し (17団体)	(社福) 三重県厚生事業団 (財) 三重ボランティア基金 (財) 三重県小動物施設管理公社 (財) 三重県生活衛生営業指導センター (公財) 三重県国際交流財団 伊勢鉄道（株） (財) 三重県武道振興会 (公財) 三重県水産振興事業団 (財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会 (株) 三重データクラフト (財) 三重県労働福祉協会 (公財) 国際環境技術移転センター (公財) 三重県産業支援センター (財) 三重北勢地域地場産業振興センター (社) 三重県観光連盟 (公財) 三重県建設技術センター 三重県土地開発公社

### 3 見直しの対象

下記の団体について見直しを実施します。(別紙一覧参照)

#### ① 外郭団体

- ・ 県出資比率 25%以上 の公益法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人)や株式会社などの団体
- ・ 県出資比率 25%未満で、県が筆頭出資者である公益法人などの団体

#### ② 県が下記の人的支援かつ財政的支援を実施する団体

(全国的な活動を行う団体を除く)

##### ア 県が人的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に派遣法に基づき職員を派遣する団体

##### イ 県が財政的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に補助金の支出を予定している団体
- ・ 平成 24 年度に損失補償又は債務保証を実施している団体

### 4 見直しのスケジュール

個別団体ごとのあり方及び県関与についての見直しを検討し、必要な調整を行い、団体ごとの改革方針を策定するとともに、外郭団体等の見直しについて平成 25 年 2 月会議に「外郭団体等改革方針(案)」として最終案を提出します。

この改革方針に基づき、三重県行財政改革取組期間である平成 27 年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施します。

外郭団体等の見直し対象団体一覧(主な見直しの検討状況)

部	団体名	団体のあり方見直し(見直しの方向)	県関与の見直し(見直しの方向)	備考
1 健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
2 健康福祉部	(財) 三重ボランティア基金	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
3 健康福祉部	(財) 三重県小動物施設管理公社	E 事業見直しによる効果の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
4 健康福祉部	(財) 三重県生活衛生営業指導センター		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
5 健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター			外郭団体
6 健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
7 環境生活部	(財) 三重県環境保全事業団			外郭団体
8 環境生活部	(公財) 三重県立美術館協力会			外郭団体
9 環境生活部	(財) 国史跡斎宮跡保存協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し	外郭団体
10 環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団			外郭団体
11 環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団		② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
12 地域連携部	伊勢鉄道(株)		③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
13 地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター			外郭団体
14 地域連携部	(財) 三重県武道振興会	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
15 地域連携部	(公財) 三重県体育協会			外郭団体
16 農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	C 県等との役割分担の見直し G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
17 農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
18 農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
19 農林水産部	(社) 三重県畜産協会			外郭団体
20 農林水産部	(社) 三重県青果物価格安定基金協会			外郭団体
21 農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善		外郭団体
22 農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	G 事業手段見直しによる効率性の改善	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
23 農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	A 団体の存廃等を含めて検討	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
24 農林水産部	三重県漁業信用基金協会			外郭団体
25 雇用経済部	(株) 三重データクラフト	G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
26 雇用経済部	(財) 三重県労働福祉協会	E 事業見直しによる効果の改善	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
27 雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	B 技本的な団体のあり方見直し C 県等との役割分担の見直し F 中期計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
28 雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	C 県等との役割分担の見直し F 中期計画の策定	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
29 雇用経済部	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	F 中期計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善	③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
30 雇用経済部	三重県信用保証協会	E 事業見直しによる効果の改善		外郭団体
31 県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター		③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
32 県土整備部	三重県土地開発公社		② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	外郭団体
33 県土整備部	三重県道路公社		③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
34 県土整備部	三重県住宅供給公社		③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
35 県土整備部	(財) 三重県下水道公社		③ア 職員派遣の見直し	外郭団体
36 警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター			外郭団体
37 雇用経済部	(社) 三重県観光連盟	C 県等との役割分担の見直し E 事業見直しによる効果の改善	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	その他
38 警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター			その他

## (4) 地域機関等の見直しについて

### 1. 地域機関の見直し

#### (1) 基本的な考え方

限られた行政経営資源のなかで、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえ、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざして、次の考え方により、地域機関の見直しを図ります。

##### ① 現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制

県民の皆さんへの成果を第一に考え、現場重視の観点から、地域の課題を施策に反映できる組織体制をめざし、地域機関と本庁が連携して、県民の皆さん的生活の現場に存在する課題の把握、共有、課題解決のための施策立案、という流れがスムーズに進むよう、地域機関の見直しを図ります。

##### ② 県民の安全・安心確保をめざした重点的な体制整備

県民の皆さん的安全・安心の確保をめざし、地域における防災・危機管理体制及び県全体の児童相談体制について、重点的な整備を図ります。

##### ③ 地域の特性に応じた機能整備

それぞれの地域で求められている課題に応じた組織体制をめざし、「南部地域活性化プログラム」に取り組む南部地域においては、他の地域とは異なる機能を持った組織体制とするなど、地域の特性に応じた機能の整備を図ります。

##### ④ 県民から見て分かりやすく、専門性を発揮できる効率的・効果的な業務執行体制

県民の皆さんから見ての分かりやすさや利便性、サービスレベルの維持向上が可能となる専門性などを確保するため、行政コストも考慮のうえ、所管区域の見直しや業務の集約化などを図っていきます。

#### (2) 具体的な見直し案

##### ① 地域防災総合事務所及び地域活性化局の設置

- ・ 現行の県民センター機能を再構築し、地域での防災・危機管理機能の強化、南部地域の活性化を図るため、県内 6箇所（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀）に地域防災総合事務所を、3箇所（南勢志摩、紀北、紀南）に地域活性化局を設置します。
- ・ 非常時には地域での自立的な緊急対応が可能となることをめざし、通常時から、地域防災総合事務所及び地域活性化局については、危機管理、地域総合窓口、総務調整などの横断的機能を持つ事務所として、明確な位置付けを図ります。

- 一方で、防災対策部、環境生活部、地域連携部等の業務のうち、地域で実施すべき業務については、引き続き、地域防災総合事務所及び地域活性化局で実施するとともに、環境保全業務を農林水産商工環境事務所から移管します。
- なお、防災関係業務については、地方災害対策部としての災害対応力強化の視点から、防災訓練の充実、市町や関係機関との人的ネットワーク強化、市町、地域の防災力強化の支援などに取り組みます。
- また、南部地域においては、地域防災総合事務所の機能に加えて、地域の実情に応じて、南部地域活性化プログラムなどの地域における総合的、横断的な活性化業務を実施することとし、地域活性化局とします。
- 地域活性化局においては、若者等の定住促進のため、南部地域活性化基金事業や集落支援モデルの構築に向けての市町との調整や進捗管理等など南部地域活性化に関する業務を実施します。また、紀北については、熊野古道センター運営事業、紀南については、紀南中核的交流施設整備事業など、東紀州振興に関する業務も実施していきます。

## ② 危機管理地域統括監の設置

- 地域防災総合事務所及び地域活性化局の設置に加えて、特に危機発生時等において、所及び局の横断的機能が実効性あるものとなるよう、「危機管理地域統括監」の職を各地域に設置します。
- 危機管理地域統括監は、地方災害対策部長の役割も含め、危機発生時には、その規模、内容等に応じて、所管区域内の事務所の統括や調整、支援又は情報収集等を役割とし、通常時から危機管理等の横断的機能を業務とする地域防災総合事務所長及び地域活性化局長が兼務することで、各地域での防災・危機管理機能を総合的に発揮することをめざします。

## ③ 児童相談の体制強化

- 児童虐待相談件数の増加等を踏まえ、児童相談所の一体的運用や専門的支援を行っている児童相談センターの組織を見直し、介入型支援、法的対応力向上のための組織新設や市町の相談対応力向上の支援、専門的な家族再生支援等に向けて、体制強化を図っていきます。
- これらの児童相談センターの体制強化、本庁や児童相談所の充実も含め、県が各市町と連携のうえ、県全体の相談対応力の強化を図ります。

## ④ 保健福祉事務所（保健所、福祉事務所）の見直し

- 市町村合併の進展等の状況を勘案し、保健福祉事務所の組織を廃止し、保健所と福祉事務所に分離することで、分かりやすく簡素な組織体制を構築し、保健・福祉サービスの的確な提供を図ります。
- 保健所については、県民の保健医療面での安全・安心の確保を担う地域の拠点として機能整備を図ることとし、当面は現行の体制とします。

- ・ 福祉事務所については、効率的な業務体制の確保を図るとともに、専門性の維持確保を図るため、現行の5事務所（北勢、多気、度会、紀北、紀南）を見直し、4事務所（北勢、多気度会、紀北、紀南）体制とします。

#### ⑤ 農林水産商工環境事務所（地域農業改良普及センター）の見直し

- ・ 現行の所管業務のうち、商工業務については本庁へのより一層の集約化、環境保全業務については、地域防災総合事務所及び地域活性化局で所管することにより、農林水産事務所（農政事務所、農林事務所）に改め、本庁農林水産部との連携を一層密にすることで、みえ県民力ビジョンの的確な推進を図ります。
- ・ また、中央農業改良普及センターを除く各地域の農業改良普及センターについては、既に農林水産事務所と一体的に業務を実施していることを踏まえ、各農林水産事務所と農業改良普及センターを一体の組織とします。

## 2 今後の予定等

### (1) 地域機関の見直し

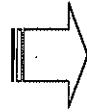
- ・ 上記の見直し案に沿った内容の「三重県行政機関設置条例」の一部改正案を提出しているところであり、同条例に規定する事項以外については、仕組みのあり方等も含め、引き続き、検討・調整を図っていきます。
- ・ また、所内の体制や各個別業務の見直し等についても検討を進めています。
- ・ なお、駐在等の少人数職場のあり方については、サービスの受け手の視点に十分留意しつつ、専門性を発揮できる効率的な業務執行体制となっているかについて、引き続き、検討・調整をしていきます。

### (2) 組織運営の見直し

- ・ 業務実施の基本を、「個人」から「組織」に改め、現行のフラット制による組織運営を、原則として見直すことにより、チェック機能の強化や段階的な人材育成をめざします。
- ・ 詳細な見直し内容については、現在検討中の「三重県職員人づくり基本方針」とも連携しながら、引き続き、検討を進めています。

【現 行】

県民センター(9)  
(桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野)



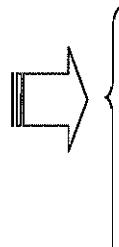
【見直し案】

危機管理地域統括監(所長兼務)  
地域防災総合事務所(6)  
(桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊賀)  
危機管理地域統括監(局長兼務)  
地域活性化局(3)  
(南勢志摩・紀北・紀南)

保健福祉事務所(8)  
(桑名・鈴鹿・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野)

保健所(8)  
(桑名・鈴鹿・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野)  
※保健福祉事務所の併置機関

福祉事務所(5)  
(北勢・多気・度会・紀北・紀南)  
※保健福祉事務所の併置機関

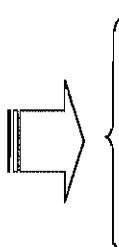


保健所(8)  
(桑名・鈴鹿・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野)

福祉事務所(4)  
(北勢・多気・度会・紀北・紀南)

児童相談センター(1)

児童相談所(5)  
(北勢・中勢・南勢志摩・伊賀・紀州)  
※職員は全て児童相談センター本務

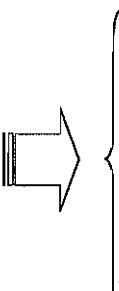


児童相談センター(1)  
※センター内組織再編等による法的対応、市町支援等に関する体制強化

児童相談所(5)  
(北勢・中勢・南勢志摩・伊賀・紀州)  
※職員は全て児童相談センター本務

農林水産商工環境事務所(8)  
※地域によって所管業務・名称は異なる  
(桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野)

地域農業改良普及センター(7)  
(桑名・四日市鈴鹿・津・松阪・伊勢志摩・伊賀・紀州)  
※職員は全て農林水産商工環境事務所本務



農林水産事務所(8)  
※地域によって所管業務・名称は異なる  
(桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲・熊野)  
【地域農業改良普及センター(7)】  
(桑名・四日市鈴鹿・津・松阪・伊勢志摩・伊賀・紀州)

中央農業改良普及センター(1)

中央農業改良普及センター(1)

## 危機管理地域統括監の役割について

### 1 具体的な業務のイメージ

危機管理地域統括監の設置等に伴い、地方災害対策部のあり方、危機管理計画の見直しを検討中であり、仕組みの詳細については、今年度内を目処に整理する予定ですが、基本的な考え方は以下のとおりです。

#### (1) 危機発生時の役割

##### ① 自然災害等の災害への対応

- ・ 地方災害対策部長として、情報を把握し、必要に応じて各事務所の総合調整を行うとともに、市町への職員の派遣や地方部内での応援体制など、地方災害対策部の活動を統括します。
- ・ 引き続き、地方災害対策部における各事務所の役割等を検討のうえ、災害の規模や内容に応じた的確な対応が可能となるよう、地方災害対策部の組織体制や部長の役割を整理していきます。

##### ② 災害以外の危機事案への対応

- ・ 地域での情報収集、対策を実施するために危機対策本部地方対策部が設置された場合には、地方対策部長として、地域での対策に係る総合調整を行い、必要に応じて本部長と協議のうえ、対策を実施します。
- ・ なお、危機の規模や内容に応じた役割について、引き続き、検討していきます。

#### (2) 通常時の役割

通常時においては、非常時への切り替えが円滑に行えるよう、所長（局長）の業務と併せて、各事務所と危機・リスク事例の共有と対策の検討等を行い、危機発生の未然防止に努めています。

### 2 規則上の事務分掌

実際の運用について、危機（災害を含む）の規模や内容に応じて、地域内の情報収集、支援、調整、統括等の対応が適切に図れるよう、地域防災計画や危機管理計画の見直しを検討していきます。

なお、その検討結果も踏まえ、危機管理地域統括監の権限、役割等を包括的に担保するため、行政組織規則において、事務分掌として、次の内容を規定する予定です。

- ・ 危機管理に関する関係地域機関の統括。
- ・ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する関係職員の指揮監督。

## (5) 平成26年度からの個人住民税の特別徴収義務者の指定について

### 1 取組の主旨

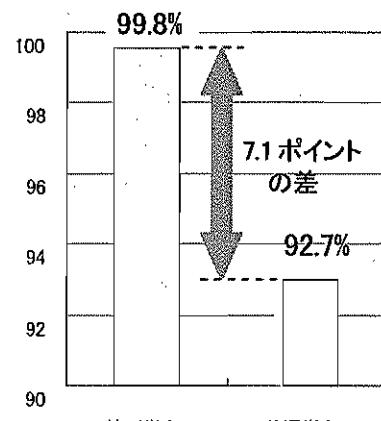
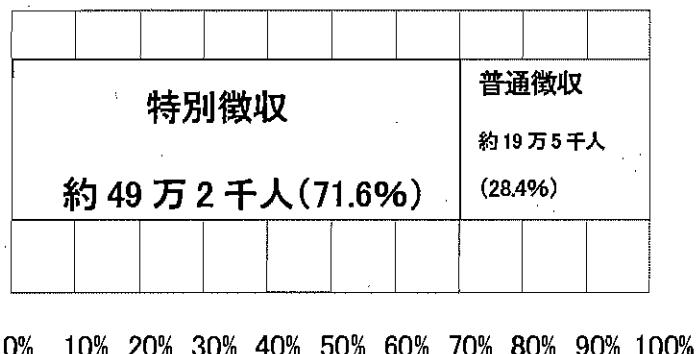
平成19年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税総額が増えたことにより収入未済額も増加しています。

また、地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法によって徴収することとされているにも関わらず、3割近くの給与所得者が普通徴収<sup>図1</sup>となっている状況です。普通徴収と特別徴収の徴収率を比較すると7.1%の差<sup>図2</sup>があり、このことも収入未済が発生する要因の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図ることにより、税収の確保に取り組んでいきます。

図2 徴収方法別の徴収率 (H23)

図1 給与所得者のうち徴収方法別の人数・割合 (H23)



### 2 今までの取組と現状、課題

平成21年度から、県内全市町と連携して、特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問による協力依頼と、事業所へのチラシの配付による法令の周知を行ってきました。しかし、依然として給与所得者の3割近くが普通徴収となっています。

これは、現行の事務手続きが、事業主から提出される給与支払報告書の記載に基づき、特別徴収を希望する場合のみ、特別徴収義務者として指定しているため、事業主の意向に合わせた指定しか出来ていないためです。

### 3 平成26年度からの県内全市町一斉指定の実施

三重県地方税収確保対策連絡会議で設置した、「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、協議を重ね、法令遵守と納税者の利便性を図るという観点から個人住民

税の特別徴収を促進し、累積する個人住民税滞納額の縮減と滞納の未然防止を図るため、県内全市町が足並みを揃え、平成 26 年度から特別徴収義務者の法令に基づく指定を実施していくことが合意されました。

#### 4 今後のスケジュール

平成 25 年 2 月 平成 24 年度三重県地方税収確保対策連絡会議

平成 26 年度から指定を再確認

広報計画ほか、今後の取組計画を提案

平成 25 年 10 月 特別徴収義務者指定予告通知発送【全市町】

平成 26 年 5 月 特別徴収義務者の指定と税額の通知発送【全市町】

## (6) 新たな財源確保対策について

### 1 ネーミングライツについて

#### (1) 現状

ネーミングライツについては、導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を8月に策定しました。

現在は、基本方針に沿って、県有施設を所管する関係部局が連携して、導入施設や募集条件を検討しており、企業等へのアンケート調査もお願いしているところです。

#### (2) 企業等へのアンケート調査について

##### ① 目的

県有施設に対するネーミングライツについて、事業者の皆様の関心の有無等を把握する。

##### ② 調査方法

郵送によるアンケート調査

##### ③ アンケート項目

- ・ネーミングライツに対する理解度について
- ・ネーミングライツ取得の関心の有無について
- ・ネーミングライツの募集検討期間について
- ・命名権料、契約期間について など

##### ④ 発送先

県内上場企業や一定規模以上の増益企業、三重県広告事業廣告主など  
約370事業者（11月下旬に発送済）

#### (3) 今後の予定

12月下旬～ アンケート調査のとりまとめ

1月以降 導入施設、募集条件の決定

### 2 公用車への広告掲載について

公用車広告については7社からご応募いただき、10月に43台の広告掲載を決定しました。11月から6社、12月から1社が本庁公用車に広告を掲載していただいており、本年度は合計で47万円の収入を見込んでいます。

今後は、公用車広告の運用状況や広告掲載に対するニーズを見ながら、地域機関が所管する公用車等への広告掲載の拡大について、引き続き検討していきます。

### 平成 24 年度三重県公用車広告掲載実績

広 告 主	掲載決定期間	台数	広告収入〔円〕
三重交通(株)	H24. 11. 1～H25. 3. 31	1	12,500
三交不動産(株)	H24. 11. 1～H25. 3. 31	1	12,500
ジャパンマテリアル(株)	H24. 11. 1～H25. 3. 31	1	12,500
東ソー(株)四日市事業所	H24. 11. 1～H25. 3. 31	1	12,500
(株)伊勢安土桃山文化村	H24. 11. 1～H25. 3. 31	3	37,500
味の素(株)名古屋支社	H24. 12. 1～H25. 3. 31	10	90,000
三重県建設労働組合	H24. 11. 1～H25. 3. 31	26	292,500
合 計		43	470,000

(注) うち 1 台は企業庁所管車両

### 3 職員駐車場の有料化の検討について

職員駐車場の有料化については、多様な財源を確保しようとする目的のもと、本庁職員駐車場の利用状況や他団体の現地調査も行いながら検討を進めてきました。

#### (1) 調査結果概要

##### ① 本庁職員駐車場の利用状況等

交通不便地等の職員（通勤距離 3 km 以上、かつ自宅から最寄り駅まで 2 km 以上の者等）に駐車を許可していますが、現状では、駐車許可台数 639 台に対して、駐車可能台数は 517 台で、駐車スペースが約 2 割程度不足しています。

この不足する台数分について、近距離の職員が公共交通機関に乗り換える場合を試算すると、当該職員の通勤手当額年間約 665 万円が、公共交通機関を利用すると年間約 1,575 万円となり、910 万円県費支出が増加することとなりました。

##### ② 他団体調査結果概要

現地調査を行った 8 団体（県内の 3 市及び 5 県）の駐車場料金を平均すると月額 2,800 円となり、料金設定の考え方には施設整備の償還金や維持管理コスト等を目安とした設定になっています。

また、いずれの団体も、駐車場許可者分の駐車スペースは確保されており、駐車場の整備や枠の指定等により駐車場管理の適正化が図られています。

##### ③ 立体駐車場を整備する場合の試算

県庁周辺に未利用の県有地がないため、立体駐車場整備で駐車場スペースの不足に対応する場合、施設整備時に 12 億円以上の建設費が必要となります。立体駐車場化で不要となる駐車場敷地の路線価価格は約 2.8 億円程度で、この土地を売却して収入すると仮定し、他県と同様に施設整備にかかる費用を耐用年数で償還する場合、駐車場料金は月額 5,000 円を超え、収益を上げるまでに 38 年以上かかる見込みです。

## (2) 三重県が有料化を導入する際の課題

- ① 本庁職員駐車場では、駐車可能台数以上に駐車許可台数があり、有料化を導入するには、不足分の駐車スペースを確保する必要があります。
- ② 駐車枠の指定等により効率的に駐車場を管理するため、舗装、区画線引き、カーテーの設置等の整備が必要となります。他団体の駐車場料金は概ね整備費や維持管理費等に対応する水準の料金設定となっており、有料化してもコスト以上の収益をあげられない懸念があります。
- ③ 職員駐車場の有料化だけでは、新たな収入を確保する方策を見出すことが難しいため、現状の平面駐車場を立体駐車場化し、不要となる土地を売却することで新たな収入を確保することも検討していますが、立体駐車場整備には、建設時に一時的に多額の費用がかかります。また、職員の駐車場料金では数十年という長期間をかけないと収益を上げることができません。

## (3) 今後の対応

直営方式による駐車場整備では、新たな収入を確保することが難しいため、民間活力の活用による整備手法も含め、引き続き検討していきます。

## 4 ふるさと納税の推進について

### (1) 現状

ふるさと納税については、平成23年度の実績が約209万円(20件)、平成24年度(11月30日現在)の実績は185万円(3件)となっており、寄附の拡大に向け、制度の周知や寄附していただきやすい環境づくりの推進に取り組んでいます。

特に、ふるさと納税の納付は、納付書による三重県指定金融機関及び三重県収納代理金融機関での納付が基本になっていることから、県外の方が納付する場合は利便性が低く、また、郵送で寄附手続を行っていることから、寄附の申込から寄附完了までに時間を要しており、寄附していただきやすい環境づくりが課題となっていました。

#### ※寄附実績

平成20年度	28件	2,456,000円
平成21年度	10件	1,301,500円
平成22年度	6件	575,386円
平成23年度	20件	2,089,674円
平成24年度	3件	1,850,000円(11月30日現在)

## (2) インターネットを利用した申込・納付システムの導入について

### ① 目的

寄附していただきやすい環境づくりを推進するため、県外においても手軽に利用できるインターネットを利用して、寄附手続きの利便性の向上や寄附に要する時間の短縮をはかります。

### ② 内容

インターネット環境において、申込と同時に「クレジットカード収納、ペイジー収納（ネットバンキング）、コンビニエンスストア収納」の方法により、県外においても手軽に納付でき、納付手続が速やかに行えるシステムを導入しました。

### ③ 導入時期

平成 24 年 12 月 10 日～

## (3) ふるさと納税制度の周知について

ふるさと納税制度の周知をはかるため、これまで、県人会総会、同窓会など他府県で行われるイベントで積極的にPRを行ってきました。12月を「三重ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）」促進強化月間として、インターネットを利用した申込・納付システムの周知とあわせて、他部局と連携し、帰省客をターゲットとしたPR活動にも取り組んでいきます。

## (7) 県有財産の有効活用と長寿命化について

### 1 未利用県有財産売却実績について

平成24年4月～11月までの未利用県有財産の売却実績は、本年度の売却予定額1億円に対して8件 83,238,728円でした。

また、本年度からの新たな取り組みとして、長期間入札が不調であった財産4件について、インターネットオークション（ヤフー株が運営する官公庁オークション）に参加し、うち1件を売却しました。

未利用県有財産売却実績

年 度	件数	売却額(円)	備 考
平成21年度	9	371,735,196	
平成22年度	3	175,927,000	
平成23年度	9	104,192,260	
平成24年度	8	83,238,728	4月～11月実績

### 2 本庁舎及び地域庁舎施設適正保全指針（仮称）の策定について

平成23年度に策定した「みえ県有財産利活用方針」の中で、施設保全コストの平準化・縮減を図るための手法として、本庁舎及び地域庁舎について、平成24年度に施設の適正保全に向けた計画（取組指針）を策定することとしています。

現在、保守点検及び劣化度診断を適切に行うことにより、施設の長寿命化を図ることを目的とした「本庁舎及び地域庁舎施設適正保全指針（仮称）」の検討を進めており、計画的な予防保全を長寿命化のための基本的な考え方として位置づけ、各施設管理者が既設の「保全業務支援システム」を活用して計画的な自主点検・報告を行えるよう「施設保全マニュアル（仮称）」を示すことで、よりきめ細かな保全措置を図る内容とすることを考えています。

#### ※ 他県の策定状況

青森県 「青森県県有施設長寿命化指針」 平成20年 3月

千葉県 「千葉県県有施設長寿命化指針」 平成23年12月

鳥取県 「鳥取県県有施設保全計画」 平成24年 3月

(参考)

○ 三重県本庁舎及び地域庁舎施設適正保全指針（仮称）のイメージ

1 指針の目的と効果

- ・ 指針の目的
- ・ 施設の長寿命化 等

2 施設の機能

- ・ 耐用年数（寿命）の考え方
- ・ 修繕とリノベーションの的確な実施

3 長寿命化に向けた取組

- ・ 具体的な取り組み手法
- ・ 保全業務に必要な書類と体制
- ・ 点検ポイント
- ・ 保守のアドバイス（事例集）
- ・ 保全情報システム（BIMMS）の活用

【保全情報システム（BIMMS）とは】

保全情報システム（BIMMS）とはインターネット経由で利用できる、公共施設向けの資産管理データベースです。国土交通省から要請を受けた財団法人建築技術センターが開発・提供し、全国の都道府県・政令市が共同利用するシステムです。このシステムに、施設・設備の基本情報や工事・修繕履歴、不具合履歴を入力・蓄積することで、施設の長寿命化に向けた取り組みのデータベースとしての活用が可能となります。

（主な機能）

- 1 建物の基本情報及び機器台帳管理
- 2 機器の更新及び修繕工事履歴
- 3 劣化診断記録

## 2 税外の未収金対策について

### 1 「税外債権に関する実態調査」結果について

本年6月から7月にかけて実施した「税外債権に関する実態調査」により、税外債権の管理事務において督促手続や延滞金などの処理に不十分なものが認められたことから、これらの事務の状況をより詳細に把握するため追加調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

#### (1) 督促<sup>1</sup>の実施状況

平成23年度に督促未実施のものがある債権は19件、46.3%でした。未実施の主な理由は、納付者が所在不明、分割納付（交渉）中、あるいはケースワークへの影響懸念のためです。

表1 督促の実施状況(23年度)

	債権数	割合 (%)
すべて督促している	22	53.7
督促すべきものがあるが未実施のものがある	19	46.3

#### (2) 延滞金等の実施状況

延滞金の徴収手続について、完納時に通知を行っていない債権は29件、42.6%でした。通知を行っていない主な理由は、公債権では政策的配慮を行う必要なものがあること、私債権においては徴収の規定がなかったためです。

表2 延滞金、遅延損害金(違約金)の徴収手続の状況

	総数		公債権		私債権	
	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)
完納時に通知をしている	39	57.4	14	48.3	25	64.1
完納時に通知をしていない	29	42.6	15	51.7	14	35.9

#### (3) 時効中断（除督促）の実施状況

23年度に督促を除いた時効中断の措置について、一部措置を講じていない債権は44件、57.9%でした。措置を講じていない主な理由は、納付者が行方不明であったり、時効期限までに期間の余裕があるためです。

表3 時効中断措置（督促を除く。）の実施状況(23年度)

	債権数	割合 (%)
すべて措置を講じている	32	42.1
一部措置を講じていないものがある	44	57.9

<sup>1</sup> 個別法、地方自治法第231条の3第1項又は第240条第2項及び同法施行令第171条に規定する「債務者がその納付の期限を過ぎても、なお、その債務を履行しない場合に期限を指定してその納付を催告する行為」（松本英昭著『新版逐条地方自治法第6次改訂版』、786頁）であり、地方自治法においては、「督促しなければならない」と定められている。また、法令による督促は時効中断の効力を有する。（地方自治法第236条第4項）

#### (4) 法的措置の実施状況

法的措置（強制徴収<sup>2</sup>、強制執行<sup>3</sup>）について、実施していないものがある債権は60件、78.9%でした。法的措置を講じていない主な理由は、分割納付中である、ノウハウがない、換価できる財産がない又は不明である等です。

### 2 税外債権に対する課題等

税外債権に関する実態調査および追加調査を行った結果、課題として整理している項目は次のとおりです。

- 税外収入通則条例や会計規則に債権管理に関する規定がなく、統一的な取扱方針が定められていないことなどから、督促手続や延滞金などの処理に不十分なものがあり、新たな規定の制定など事務処理を統一すべきものがあります。
- 長期滞納債権には、債務者等が居所不明等のため回収が困難となっているものや、分納額が僅少のため完済までに長期間を要しているものがあります。
- 民事訴訟や支払督促等の活用が進んでいる債権もある一方、徴収を進めるためのノウハウ等の蓄積がなく、滞納者や連帯保証人への追跡や法的整理がなされないまま長期間経過している場合があります。
- 私債権や非強制徴収公債権の場合、調査権がないため財産調査等が困難となっています。
- やむを得ず時効期間が経過してしまった場合、公債権は時効期間の経過のみで消滅するが、私債権は時効期間が経過しても債務者から時効の援用がなければ消滅しないので長期間債権の管理を行っているものが多くなっています。
- 回収可能性と回収コスト等とを考慮した、不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基準が整理されていません。
- 毎年度の未収金徴収目標額が設定されていない債権が多くなっています。

### 3 今後の取り組みについて

#### (1) 債権管理の適正化にかかる指針の策定（平成25年3月末）

- ・債権管理に関する法律（地方自治法や民法など）に基づく必要な手続や解釈を整理するとともに、抽出された課題等に対する対応策を検討し、債権発生から回収までの各段階に対応した債権管理の具体的取組を定めた「債権管理適正化指針（仮称）」（別紙（骨子案）参照）を策定します。

#### (2) 債権管理適正化指針（仮称）に沿った徴収の実践（平成25年度以降）

- ・上記指針に基づき、各部局において個々の債権管理の仕組みを見直したうえで、税外未収金の縮減に取り組みます。

<sup>2</sup> 地方税の滞納処分の例により処分すること（内閣府 平成24年2月『公金の債権回収業務』、10頁）

<sup>3</sup> 司法機関（裁判所）が債権者の申し立てにより、請求権の目的である給付を強制的に実現させることを目的とする法律上の手続き（内閣府 平成24年2月『公金の債権回収業務』、11頁）

1 はじめに

2 これまでの取組の成果と課題

(1) 現状

(2) これまでの取組

(3) 今後の課題

※(1)～(3)については、別冊「税外債権に関する実態調査」結果を記載

3 全庁的な債権管理方針

※県としての債権管理の基本姿勢

(1) 滞納の未然防止

※債権管理規定の整備など実際の回収前段階での対応すべき方策

(2) 債権回収の強化

※債権管理の基本である回収への方策

(3) 債権の適切な整理

※行方不明者、休眠会社等回収を強化しても解決しない債権への対応

(4) 制度運用の強化

※債務者が利用し易い環境づくりや担当職員へのノウハウの提供

(5) 債権管理の目標・公表

※債権管理の目標の設定方法・県民への公表方法など

(参考) 事務処理フロー

※地方自治法等に規定されている債権管理の事務処理フロー

4 債権管理の具体的取組

※項目3における方針を具体的に示すもの

(1) 滞納の未然防止

ア 債権発生前の対策

イ 債権の記録・資料の保存

ウ 債務者の状況調査

エ 情勢変化への対応（履行期限の繰上げ、債権の申出等）  
等

(2) 債権回収の強化

- ア 督促の徹底
- イ 納付指導
- ウ 所在調査・財産調査
- エ 時効の中斷
- オ 法的措置（強制徴収、強制執行等）
- カ 民間委託の活用
- 等

(3) 債権の適切な整理

- ア 徹収停止
- イ 履行期限の延長の特約
- ウ 債務の免除
- エ 権利の放棄
- オ 不納欠損処分
- 等

(4) 制度運用の強化

- ア 納付方法の工夫
- イ 担保・保証人の設定
- ウ 標準マニュアルの策定
- エ 研修機会の提供
- オ 債権管理の一層の推進
- 等

(5) 債権管理の目標・公表

- ア 債権管理の目標
- イ 債権処理計画の作成
- ウ 県民への公表のあり方
- エ 推進組織
- 等

(6) その他

- ア 間接貸付金
- イ 繰上償還の規定
- ウ 公正証書の作成
- 等

### 3 みえ緑と森のきずな税（仮称）について

みえ緑と森のきずな税（仮称）の使途について

#### 導入案における使途案

基本方針I 災害に強い森林づくり	対策	実施主体	内 容
	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土砂を流さない森林をつくるとともに、伐採木を搬出して流木の発生を抑制する。</li> <li>② 森林内の防災施設に堆積した不安定土砂や流木を撤去し、施設の機能を強化する。</li> </ul>
	2. 暮らしに身近な森林づくり	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 里山や竹林の再生</li> <li>② 人家裏や通学路沿いの森林整備</li> <li>③ 水源林など特に重要な森林の公有林化</li> <li>④ 海岸林の整備 など</li> </ul> <p>暮らしに身近な森林について地域の実情に応じた対策</p>

基本方針II 緑・森・人の絆づくり	対策	実施主体	内 容
	3. 森を育む人づくり	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小中学校における森林環境教育</li> <li>② 小中学校の机・イス・教室内装の木質化</li> <li>③ 都市住民が森林と触れ合う機会の創出</li> <li>④ 森林ボランティアの活動支援 など</li> </ul> <p>森林と住民とをつなぐ取組</p>
		県	⑤ 森林環境教育の指導者や、新たに森林づくりを支える技術者の育成
	4. 木の薫る空間づくり	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 木造仮設住宅キットの備蓄</li> <li>② 公共性の高い建物や街並みの木造・木質化</li> <li>③ チップやペレット等木材のエネルギー等利用促進 など</li> </ul> <p>木と住民が触れ合う取組</p>
		県	④ 「1. 土砂や流木を出さない森林づくり」で搬出した伐採木のエネルギー等への有効利用
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民が取り組む漂着流木等の除去活動支援</li> <li>② 緑地整備による緑と潤いの空間の創出</li> <li>③ 漁民等による森づくり活動など</li> </ul> <p>水や緑を守る住民提案事業 など</p>
		県	④ 地域住民が取り組む漂着流木等の除去活動と回収処理等

県議会及びパブリックコメントの意見反映後の使途案

基本方針Ⅰ 災害に強い森林づくり	対 策	実施主体	内 容
	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	県	<p>① 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定する崩壊土砂流出危険地区において、溪流沿いの一定幅の针葉樹を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、広葉樹林化する。現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去 県が指定する崩壊土砂流出危険地区において設置している治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p>
	2'. 暮らしに身近な森林づくり	市町	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 ② 集落周辺の森林整備（人家裏や通学路沿いの森林整備） ③ 水源林等の公有林化 ④ 海岸林の整備 など</p> <p>暮らしに身近な森林について地域の実情に応じた対策</p>

基本方針Ⅱ 緑・森・人の絆づくり	対 策	実施主体	内 容
	3. 森を育む人づくり	市町	<p>① 小学校における森林環境教育の実施 ② 県産材を活用した学習机・椅子の小中学校等への配布 ③ 都市住民が森林と触れ合う機会の創出 ④ 森林ボランティアの活動支援 など</p> <p>森林と住民とをつなぐ取組</p>
		県	⑤ 森林環境教育推進体制整備・森林づくり技術者の育成
	4. 木の薫る空間づくり	市町	<p>① 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄 ② 公共建築物等の県産材による木造・木質化 ③ 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進 など</p> <p>木と住民が触れ合う取組</p>
		県	④ 公共施設への木質ペレットの供給
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	市町	<p>① 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 ② 公園や校庭等の緑化（芝生化や植栽） ③ 漁民等による森づくり活動 ④ 森林総合利用のための歩道等の整備 など</p> <p>水や緑を守る住民提案事業</p>
		県	⑤ 住民活動と連携した流木等の回収

※ 下線部は、県議会及びパブリックコメントの意見を受けて追記した箇所

※ 破線部は、県議会及びパブリックコメントの意見に対して対応済又は事業運用で対応可能な箇所

## 県議会で出された使途に関する意見と対応案（1/2）

番号	意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
		既存 事業	税収 事業		
1	間伐材を等高線に沿って設置することにより土砂流出を抑制する事業の実施	△	○	記述を追加する	<p>「崩壊土砂流出危険地区の森林整備」では、渓流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出し、広葉樹林化することを想定しています。伐採木は搬出を原則としますが、土砂流出防止の観点から現地状況に応じて必要と判断される場合は、流木化しないよう配慮した上で伐採した木材を土砂止めとして有効活用します。</p> <p>【対応箇所： I -1-①】</p> <p>※既存の保安林整備事業の一部では、間伐材を土砂止めとして設置する手法を採用しています。</p>
2	木材利用の取組については、対象木材を県産材等に特定すること	△	○	記述を追加する	<p>市町が公共建物の木造・木質化を図る際には、県産木材の優先使用を働きかけます。</p> <p>【対応箇所： II -3-②、 II -4-①、②】</p> <p>※公共建築物等木材利用方針を策定した市町では、原則として県産材を優先使用することとなっています。</p>
3	山の荒廃に起因する被害への対策の実施	△	○	対応済み	<p>新たな税収事業では、土砂や流木を出さない森林づくりを進めることとしており、これによって下流への被害低減を図ります。</p> <p>また、下流域については、海岸漂着流木等の回収活動支援や漁民等による森づくり活動の支援などに取り組みます。</p> <p>【対応箇所： II -5-①、③、⑤】</p> <p>※海岸清掃については、清掃活動のための資材（ゴミ袋、軍手など）の現物支給する事業がありますが小規模となっています。</p>
4	校庭等の芝生化や屋上緑化など都市部の緑化への支援	×	○	記述を追加する	<p>「地域の身近な水や緑の環境づくり」において、学校校庭の芝生化を想定して積算根拠としており、例示を加えます。</p> <p>【対応箇所： II -5-②】</p>
5	防災よりも街場において森林との繋がりを生み出すこと	△	○	対応済み	<p>導入案においては、基本方針1「災害に強い森林づくり」とともに、森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進めるため、基本方針2「緑・森・人の絆づくり」を提案しています。予算配分においても、両方針のバランスに配慮して配分したところです。</p>
6	国の住宅エコポイントのような新たな事業の検討	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、国の制度の活用を考えております。
7	県産材を活用した木造住宅建築への不動産取得税に見合った補助金等の検討	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、国の制度の活用を考えております。
8	野生動物による森林被害の防止対策の実施（森林整備、緩衝帯の設置など）	△	○	事業運用で対応	<p>森林と田畠との境界における緩衝林の整備は「荒廃した里山や竹林の再生」の中で、市町による実施が可能です。</p> <p>【対応箇所： I -2-①】</p> <p>※野生動物の生息環境を創出するための森林整備について、県事業でモデル的に実施しています。</p>

## 県議会で出された使途に関する意見と対応案（2/2）

番号	意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
		既存 事業	税収 事業		
9	里山や竹林の再生については、里山を新しく作ることも含まれるのか。	×	○	事業運用で対応	「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能と考えています。 【対応箇所： I -2-①】
10	民間の所有する山林の手当はどうするのか。	○	×	他事業で対応	民間所有であって、経営可能な山林については既存事業での支援を行っています。 既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
11	林業従事者の高齢化対策は含まれるのか。	○	×	他事業で対応	担い手対策については、既存事業で取り組んでまいります。なお、新たな税収事業では森林環境教育や森林づくり活動の技術支援などを進めていくこととしており、長期的に見れば、この取組が担い手対策にもつながるものと期待しています。
12	森林の公有林化は市町で行うべきではないか。	×	○	対応済み	「氷源林等の公有林化」の中で市町による実施が可能と考えています。 【対応箇所： I -2-③】
13	搬出した流木はバイオマスエネルギーとして使うべき。	×	○	対応済み	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」の事業で搬出した伐採木等で利用可能なものを木質ペレット化して公共施設に供給し、エネルギーとして有効活用することを考えています。 【対応箇所： II -4-④】

パブリックコメントで提出された使途に関する意見と対応案(1/2)

番号	意見数	パブリックコメント 提出意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
			既存 事業	税収 事業		
1	14	山崩れしないように放置林や奥地林における切り捨て間伐への支援を行い、森林の適正な整備を実施していく。（同様の意見 ほか13件）	○	△	引き続き検討	切り捨て間伐については、森林環境創造事業等の既存事業でも実施しているところです。 既存事業で採択されないような森林であって、防災・減災の観点から整備の必要な森林については、市町交付金事業での実施が可能かどうか、引き続いて市町と協議しながら検討してまいります。
2	12	小中学校において、森林環境教育を進め、森林の大切さを子供達に伝える。子供達のために税を使って欲しい。（同様の意見 ほか11件）	△	○	対応済み	森林環境教育の推進は、導入案において提案しているところです。 県による小学校における森林環境教育の支援は小規模にとどまっていますが、市町交付金事業によって全ての市町での実施が可能となります。 【対応箇所：II-3-①】
3	7	森林を整備する際に森林所有者が不明であれば、整備の着手が遅れたり整備ができないことがあるため、地籍調査等で山林境界の明確化を行う。（同様の意見 ほか6件）	×	×	対応不可	災害に強い森林づくりが目的のため、山林境界明確化を目的とした事業は実施しません。 なお、森林整備事業実施箇所では所有者を特定する必要があることから、当該箇所については山林境界の明確化が可能です。
4	6	伐採跡地の放置は、森林の持つ公益的機能を損なうばかりでなく山腹崩壊など大きな災害を引きおこす危険性がある。雑落の上流など特に被害が予想される山林への植栽を行う。（同様の意見 ほか5件）	○	△	引き続き検討	伐採跡地への植林等については既存事業との整理が必要となります。伐採跡地が水源地等特に重要な森林の場合は、市町で公有林化して、的に管理することも可能と考えますが、引き続いて市町と協議しながら検討してまいります。
5	6	農業大学校への林業科増設、三重県方式の林業技術の伝達・林業技術者の養成・森林所有者へのセミナー等を実施できる森林塾の開催、地域の高校新卒者を対象とした技術者養成など、担い手を育成する。（同様の意見 ほか5件）	×	×	他事業で対応	担い手対策については、既存事業で取り組んでまいります。 なお、新たな税収事業では森林環境教育や森林づくり活動の技術支援などを進めていくこととしており、長期的に見れば、この取組が担い手対策にもつながるものと期待しています。
6	5	災害時の倒木や谷に溜まった流木は二次災害の原因となるため、それらを除去する。（同様の意見 ほか4件）	×	○	対応済み	森林内の防災施設に堆積した土砂や流木の除去については、導入案で提案しているところです。 【対応箇所：I-1-②】
7	4	公共施設や公益性の高い民間施設での木材利用促進を支援し、木材資源の利用を拡大する。（同様の意見 ほか3件）	△	○	対応済み	公共施設等への木材利用促進については、導入案で提案しているところです。なお、県独自の支援事業は無く、また、国事業については採択基準が厳しく、予算規模も少ない状況です。 【対応箇所：II-4-②】
8	4	幼い世代から自然木にふれ、木製品のすばらしさを認識できるように、保育園・幼稚園や小中学校への木製机・イスを導入する。教育現場での木育促進。（同様の意見 ほか3件）	×	○	対応済み	小中学校への木製机・椅子の導入については、導入案において提案しているところです。小中学校のみならず、幼稚園・保育園も対象とすることは可能です。 【対応箇所：II-3-②】
9	3	保安林のほとんどは流域の最深部に位置し地理的条件は悪いので間伐など保育が必要であるが整備が行き届いていない。山林災害防止のため、保安林整備事業や森林環境創造事業を拡充する。（同様の意見 ほか2件）	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めてまいります。
10	3	山の崩落しそうなところをパッチ状に伐採して、広葉樹を植える。（同様の意見 ほか2件）	×	△	引き続き検討	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」では、渓流沿いの一帯幅の針葉樹を伐採・搬出し、将来的に広葉樹林化させることを想定しています。 土砂を流さない森林づくりを進める中で、生育不良な人工林をパッチ状に伐採して広葉樹林化する手法が有効かどうか引き続き検討していきます。
11	3	荒廃した里山や竹林の整備を行い、森林の持つ多面的機能を回復させる。（同様の意見 ほか2件）	△	○	対応済み	荒廃した里山や竹林の再生については、導入案において提案しているところです。県の取組は里山活動団体の支援など小規模にとどまっています。市町交付金事業として取り組むことで市町が実施主体となって新たな対策が可能です。 【対応箇所：I-2-①】
12	3	県産木材を使用した住宅への支援を行う。（同様の意見 ほか2件）	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、県では国の制度を活用したいと考えています。
13	3	森林や緑にふれあったり林業を体験したりする、県民が森林に興味を持つきっかけとなるようなイベントを開催する。（同様の意見 ほか2件）	△	○	対応済み	都市住民が森林と触れ合う機会の創出については、導入案において提案しているところです。県では、森林の講座や森林フェアなど都市において森林と触れ合う機会の提供を行っていますが小規模にとどまっています。市町交付金事業として取り組むことで市町が実施主体となって新たな対策が可能です。 【対応箇所：II-3-③】
14	3	小中学校の先生、森林組合職員、ボランティア活動者等を対象とした研修制度、資格認定期制を創設するなど、正しい知識・技術を伝えられる森林づくり指導者を育成する。（同様の意見 ほか2件）	△	○	対応済み	森林環境教育の推進は、導入案において提案しているところです。指導者の育成は、県で実施していますが、実践力の向上が必要となっており、一定水準の知識・技術・指導力を習得した技術者の育成を新たに行います。 【対応箇所：II-3-⑤】
15	2	防災施設に堆積している流木や土砂の撤去及び機能強化を行う。（同様の意見 ほか1件）	×	○	対応済み	森林内の防災施設に堆積した土砂や流木の除去については、導入案で提案しているところです。 【対応箇所：I-1-②】

パブリックコメントで提出された使途に関する意見と対応案(2/2)

番号	意見数	パブリックコメント 提出意見	対応状況		税収事業での 対応方針	対応の内容
			既存 事業	税収 事業		
16	2	伐採木を搬出して流木を抑制する。(同様の意見 ほか1件)	×	○	対応済み	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」では、渓流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出し、広葉樹林化することを想定しています。 【対応箇所：I-1-①】
17	2	河川沿いの人工林を伐採し、広葉樹等の保水力の高く山崩れの起りにくい樹種を植林する。(同様の意見 ほか1件)	×	○	対応済み	「崩壊土砂流出危険地区における森林整備」では、渓流沿いの一定幅の針葉樹を伐採・搬出し、広葉樹林化することを想定しています。 【対応箇所：I-1-①】
18	2	捕獲用ネットの設置、銃等による処分により、鹿などの獣害をもたらす動物を駆除する。(同様の意見 ほか1件)	○	×	他事業で対応	有害鳥獣駆除は、既存事業で取り組んでいます。被害状況に応じて対策を強化するなど、引き続きその財源確保に努めてまいります。
19	2	農作物に被害をもたらす鹿、猿、猪等野生鳥獣が里に下りることなく山で暮らせるよう生息環境を整えて、野生生物との共存を図る。(同様の意見 ほか1件)	△	○	事業運用で対応	森林と田畠との境界における緩衝林の整備は「荒廃した里山や竹林の再生」の中で、市町による実施が可能です。野生動物の生息環境を創出するための森林整備について、県事業でモデル的に実施しています。 【対応箇所：I-2-①】
20	2	獣害が地域の衰退に繋がり、地域の衰退が農業や林業を衰退させるため、獣害被害への対策を行う。(同様の意見 ほか1件)	○	×	他事業で対応	獣害対策については既存事業で取り組んでいます。既存事業の財源については、引き続きその確保に努めています。
21	1	全額公費により、未整備林の間伐を行う。	○	×	他事業で対応	森林環境創造事業等の既存事業での対応が可能です。
22	1	全ての市町において、崩壊しそうな森林の調査を行う。	×	△	引き続き検討	災害に強い森林づくりを進める上で必要な調査の実施について、市町とも協議しながら引き続き検討していきます。
23	1	森林経営計画団地内の間伐材の搬出促進のため、ウインチ作業等の架線集材を併用した場合に支援をする。	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めています。
24	1	搬出間伐の基である「森林作業道開設」に伴う支援強化。	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めています。
25	1	林道の整備	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めています。
26	1	コナラなどの有用広葉樹を植栽し、持続的に利用できる森林を身近につくる。	×	○	事業運用で対応	「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能と考えます。 【対応箇所：I-2-①】
27	1	所有者への手入れの呼びかけをするなど、不在村所有者森林の対策をする。	○	×	他事業で対応	現在、全ての森林所有者にダイレクトメールを送付して森林整備を呼びかけています。 新たな税収事業を実施する際には、事業実施箇所の森林所有者を特定する必要があります。この中で、不在村所有者への呼びかけを行っていきます。
28	1	森林放棄希望者の森林の公有林化を進める。	×	△	引き続き検討	放棄希望者の森林が水源地等特に重要な森林の場合は、市町で公有林化して、公的に管理することも可能と考えますが、引き続いて市町と協議しながら検討してまいります。
29	1	台風などで人家裏の立木が倒れる危険があるため、伐採する事業へ支援する。	×	○	対応済み	人家裏や通学路沿いの危険木の除去については、導入案において提案しているところです。 【対応箇所：I-2-②】
30	1	県産材利用の製品購入者に対してエコポイントを支給する。	×	×	他事業で対応	国による住宅版エコポイント事業が平成25年度から実施される動きがあり、県では国の制度を活用したいと考えています。
31	1	オフィスにおける木材利用を支援する。	×	○	事業運用で対応	民間の施設であっても不特定多数の県民が利用する空間については、木造・木質化する際に支援対象とすることは可能と考えます。 【対応箇所：II-4-②】
32	1	公共工事における、木材利用を推進する。	○	×	他事業で対応	県の公共工事において間伐材を始め木材の利用を推進しているところであり、引き続き利用に努めています。
33	1	治山整備	○	×	他事業で対応	既存事業の財源については、引き続きその確保に努めています。
34	1	各市町において森林浴などレクリエーションができる森林の整備を行う。	×	○	記述を追加する	市町交付事業での対応が可能と考えます。 【対応箇所：II-5-④】
35	1	ナラ枯れを引き起こすカシノナガキイムシの防除。進入すると防除しきれず、コストがかかるだけであるため、侵入を防ぐ対策をとってほしい。	×	○	対応済み	「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能と考えます。 【対応箇所：I-2-①】
36	1	身近な森林づくりのために、マツクイムシ被害地の再生を行う。	△	○	対応済み	マツクイムシ被害対策は、「保全すべき松林」に限定した対策となっており、対象範囲も限られています。 「荒廃した里山や竹林の再生」の中で市町による実施が可能であり、対策範囲も拡大して対応できると考えます。 【対応箇所：I-2-①】

## みえ緑と森のきずな税（仮称） 税収活用想定事業案の積算内訳（1/2）

(単位：百万円)

区分	対策	実施主体	事業内容（事業概要、積算）	事業量（5年間）	事業費（5年間）
基本方針1 災害に強い森林づくり	① 土砂や流木を出さない森林づくり	県	<p>1. 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備</p> <p>県が指定する「崩壊土砂流出危険地区」（約2,000箇所）のうち下流に公共施設等を抱える地区（150箇所）を対象に、5年間で、流木化するおそれのある渓流沿いの一定区域の森林について、伐採・搬出し、広葉樹林化する。現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間実施箇所 30箇所</li> <li>・1箇所あたり面積 10ha</li> <li>・1haあたり単価 1,000千円</li> </ul> $30箇所/年 \times 10ha/箇所 \times 1,000千円/ha \times 5年 = 1,500,000千円$ <p>2. 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去</p> <p>森林内の防災施設の機能強化のため、施設内に異常堆積した不安定土砂や流木を撤去し、下流域への流下を防止する。</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間実施箇所 100箇所</li> <li>・1箇所あたり単価 7,600千円</li> </ul> $100箇所 \times 7,600千円/箇所 = 760,000千円$	150 箇所	1,500
		市町	<p>1. 集落周辺の森林整備【市町交付金事業】</p> <p>人家裏や通学路沿いの危険木の除去等を行う。（森林を有する27市町対象）</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1市町あたり平均年間実施箇所 10箇所</li> <li>・1箇所あたり単価 300千円</li> </ul> $10箇所/年 \times 27市町 \times 300千円/箇所 \times 5年 = 405,000千円$ <p>2. 荒廃した里山や竹林の再生【市町交付金事業】</p> <p>暮らしの安全・安心を確保する観点から、放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間実施箇所 100ha</li> <li>・1haあたり単価 500千円</li> </ul> $100ha/年 \times 500千円/ha \times 5年 = 250,000千円$ <p>3. 水源林等の公有林化【市町交付金事業】</p> <p>水源地として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象市町数 5市町程度</li> <li>・1市町あたり（30ha） 15,000千円</li> </ul> $5市町 \times 15,000千円/市町 = 75,000千円$ <p>【その他想定事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸林の整備 … 防風・防潮・飛砂防止など暮らしを守る海岸林の造成や維持管理を行う。</li> <li>・河畔林の整備 … 河川に隣接する森林において、流木の恐れのある立木の伐採除去や、不用木の伐採除去等を行う。</li> <li>・その他、防災・減災の観点から市町が必要と考える「暮らしに身近な森林づくり」に関する事業</li> </ul>	1,350 箇所	405
		小計			2,260
基本方針1 災害に強い森林づくり	②暮らしに身近な森林づくり	市町	<p>1. 集落周辺の森林整備【市町交付金事業】</p> <p>人家裏や通学路沿いの危険木の除去等を行う。（森林を有する27市町対象）</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1市町あたり平均年間実施箇所 10箇所</li> <li>・1箇所あたり単価 300千円</li> </ul> $10箇所/年 \times 27市町 \times 300千円/箇所 \times 5年 = 405,000千円$ <p>2. 荒廃した里山や竹林の再生【市町交付金事業】</p> <p>暮らしの安全・安心を確保する観点から、放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間実施箇所 100ha</li> <li>・1haあたり単価 500千円</li> </ul> $100ha/年 \times 500千円/ha \times 5年 = 250,000千円$ <p>3. 水源林等の公有林化【市町交付金事業】</p> <p>水源地として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。</p> <p>【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象市町数 5市町程度</li> <li>・1市町あたり（30ha） 15,000千円</li> </ul> $5市町 \times 15,000千円/市町 = 75,000千円$ <p>【その他想定事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸林の整備 … 防風・防潮・飛砂防止など暮らしを守る海岸林の造成や維持管理を行う。</li> <li>・河畔林の整備 … 河川に隣接する森林において、流木の恐れのある立木の伐採除去や、不用木の伐採除去等を行う。</li> <li>・その他、防災・減災の観点から市町が必要と考える「暮らしに身近な森林づくり」に関する事業</li> </ul>	500ha	250
				小計	
		基本方針1 計			2,990

## みえ緑と森のきずな税（仮称） 税収活用想定事業案の積算内訳（2/2）

(単位：百万円)

区分	対策	実施主体	事業内容（事業概要、積算）	事業量（5年間）	事業費（5年間）
基本方針2 緑・森・人の絆づくり	③森を育む人づくり	県	1. 森林環境教育推進体制整備 森林インストラクター等の資格者の養成や県独自の森林学習プログラムの作成を行い、市町が実施する森林環境教育を支援する。 【積算】 年間経費4,000千円×5年=20,000千円	—	20
		市町	2. 森林づくり技術者の育成 森林づくり活動に新たに取り組もうとする人に一定レベル以上の技術を修得させるため、県が研修会を開催する。 【積算】 20回/年×200千円/回×5年=20,000千円	100回	20
		市町	3. 県産材を活用した学習机・椅子の配布【市町交付金事業】 木育推進（森林や木材利用に関する知識を育む）の観点から、小学校の1学年分の木製学習机・椅子を5年間で整備する。 【積算】 17,500セット×24千円/セット=420,000千円 (参考) 小学校1学年の平均児童数 17,426人(H23)	17,500セット	420
		市町	4. 小学校における森林環境教育の実施【市町交付金事業】 市町が実施主体となり、それぞれの実情に応じた森林環境教育を実施する。 【積算】 800回×150千円/学級=120,000千円 (参考) 小学校の1学年の平均学級数 766学級 (H23)	800回	120
			【その他想定事業】 ・小中学校の教室内装の木質化 … 木育推進（森林や木材利用に関する知識を育む）の観点から、小中学校の教室内装を県産材で木質化する。 ・森林と都市住民との交流 … 都市部での植樹祭等や、都市住民と山村地域との交流など都市住民と森林をつなぐ取組を行う。 ・その他、地域の実情に応じて市町が取り組む「森を育む人づくり」に関する事業		
	④木の築く空間づくり	小計			580
		県	1. 公共施設への木質ペレットの供給 ①ー1の事業で搬出した伐採木を木質ペレット化して公共施設に供給し、エネルギーとして有効活用する。 【積算】 400t/年×25円/kg×5年=50,000千円	2,000t	50
		市町	2. 公共建築物等の県産材による木造・木質化【市町交付金事業】 公共施設等の県産材による木造・木質化を促進する。 【積算】 5施設/年×13,000千円/施設×5年=325,000千円 (1施設1,000m <sup>2</sup> を想定)	25施設	325
		市町	3. 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進【市町交付金事業】 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入を支援する。 【積算】 4施設/年×11,000千円×5年=220,000千円	20施設	220
		市町	4. 県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄促進【市町交付金事業】 災害に備え、県産材を活用した木造仮設住宅キットの備蓄を支援する。 【積算】 30棟/年×2,800千円/キット(材料費のみ) × 5年 = 420,000千円	150棟	420
			【その他想定事業】 ・地域住民による木質バイオマス原料の収集活動支援 … 山村地域において地域ぐるみで住民が未利用間伐材等を収集し、チップやペレットに有効利用する地域活性化の取組を支援する。 ・家庭用木質ペレットストーブ等の導入促進 … 家庭用の木質ペレットストーブや薪ストーブの設置への助成を行う。 ・その他、地域の実情に応じて市町が取り組む「木の築く空間づくり」に関する事業		
		小計			1,015
⑤地域の身近な水や緑の環境づくり	⑤地域の身近な水や緑の環境づくり	県	1. 住民活動と連携した流木等の回収 三重県海岸漂着木対策推進計画の重点区域等の海岸等において、県が流木等を回収・処理等する。 【積算】 5海岸/年×4,000千円/海岸×5年 = 100,000千円	25海岸	100
		市町	2. 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援【市町交付金事業】 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を助成する。 【積算】 25団体/年×500千円/団体×5年 = 62,500千円	125団体	63
		市町	3. 公園や学校校庭等の緑地整備【市町交付金事業】 都市部における公園や学校校庭などの緑地化を促進する。 【積算】 4箇所/年×10,000千円/箇所×5年 = 200,000千円	20箇所	200
			【その他想定事業】 ・漁民の森づくり活動など水や緑の環境を守る住民提案事業 … 漁民による広葉樹植栽活動や、都市住民による森林づくり活動など住民から提案を募り、採用した事業を支援する。 ・森林総合利用のための歩道等の整備 … 森林浴など癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道設置やベンチ設置等を行う。 ・その他、地域の実情に応じて市町が取り組む「地域の身近な水や緑の環境づくり」に関する事業		
		小計			363
基本方針2 計					1,958
運営経費	【税制度運営に要する経費】 1. 税課徴収に要する経費 市町の税システム改修経費等 20,000千円/5年 2. 第三者委員会運営に要する経費 80,000千円/5年 (内訳) 委員会の運営 2,000千円/年×5年=10,000千円 関連データ管理 5,000千円/年×5年=25,000千円 効果検証のための調査（研究所） 9,000千円/年×5年=45,000千円				— 100
	総計				5,048

# みえ緑と森のきずな税（仮称）の広報活動について

（平成24年11月現在）

## I これまでの取組（H24.9月～11月）

- 説明会での説明 75回（2,497人）
- イベント等での周知、チラシの配布等 99回（19,385人）
- 「森林づくりニュース」の県内コンビニ・ショッピングセンターでの配布 3回（約6千部）
- チラシのコンビニ・ショッピングセンターでの配布（約2千部）、回覧板による各戸回覧（約6万6千世帯 伊賀市・名張市）
- ホームページ・フェイスブック等による情報提供

## II 今後の予定（H24.12月～H25.3月）

### 1. 周知活動等での広報

#### （1）県民への説明

- ・ 主婦などの女性層や子育て世代層等、県民に対し、丁寧な説明を行っていくほか、税導入への理解の促進を図るために意見交換会等を行います。

【説明会等 26回】（女性グループの集会等、周知の場についてさらに調査中）

#### （2）イベント等での周知

- ・ イベント等、人が集まる機会をとらえてチラシの配布等周知活動を行います。

【周知活動 13回】（周知の場についてさらに調査中）

### 2. 紙面による広報

#### （1）新聞への掲載

- ・ 伊勢新聞へ税導入検討の経緯や税の仕組み、使途案等について掲載します。

【全面広告 1回（12月下旬）】

- ・ 主要6紙の「広報みえ」欄へ掲載します。【広報みえ 1回（1月下旬予定）】

#### （2）フリーペーパーへの掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパーに掲載します。

【広告掲載 7誌（約45万世帯）（1月上旬）】

- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布され、主婦層の読者が多いフリーペーパーに掲載します。【広告掲載 1誌（約2万5千部）（1月上旬）】

#### （3）広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへ税導入検討の経緯や税の仕組み、使途案等について掲載します。

【県政だより 1月号、2月号、3月号（予定）】

#### （4）その他

- ・ 「森林づくりニュース」を発行します。（毎月1回）
- ・ 回覧板でチラシの回覧を行います。（市町への照会中）

### 3. テレビによる広報

#### （1）三重テレビでの放送

- ・ 県政番組を利用して広報を行います。【番組 1回（1月）】

#### （2）ケーブルテレビでの放送

- ・ 広報CMを放送します。【CM 28回以上（1月～）】

### 4. ラジオによる広報

#### （1）FM三重での放送

- ・ 広報CMを放送します。【CM 20回（12月中旬～）】
- ・ 番組でお知らせします。【番組 2回（12月下旬、1月中旬）】

### 5. その他

- ・ 森林フォーラムを開催して森林づくりや税導入への理解の促進を図ります。（3月）
- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して随時情報提供を行います。

## 4 審議会等の審議状況について

(平成24年9月18日～平成24年11月19日)

### (1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成24年9月19日	平成24年10月1日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか4名	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか3名
4 諒問事項	移行認定申請に係る諒問 (答申1件) ・公益財団法人 三重県体育協会  移行認可申請に係る諒問 (答申1件) ・一般社団法人 三重県農協会館	移行認可申請に係る諒問 (答申2件) ・一般財団法人 三重県消防設備安全協会 ・一般財団法人 松阪徳義社
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>今後の諒問見込み案件について、意見交換を行った。</li> </ul>	
6 備考		

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成24年10月17日	平成24年11月5日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか3名	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか3名
4 質問事項	<p>移行認定申請に係る質問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 三銀ふるさと文化財団</li> <li>・公益財団法人 鈴鹿市文化振興事業団</li> </ul> <p>移行認可申請に係る質問 (答申5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 伊勢青年会議所</li> <li>・一般社団法人 江馬報徳社</li> <li>・一般財団法人 三重県老人クラブ連合会</li> <li>・一般財団法人 三重県学校保健会</li> <li>・一般財団法人 アテネ会館</li> </ul>	<p>移行認定申請に係る質問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人 三重県青果物価格安定基金協会</li> <li>・公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</li> </ul> <p>移行認可申請に係る質問 (答申6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 三重県管工事工業協会</li> <li>・一般社団法人 三重県トラック協会</li> <li>・一般社団法人 三重県自動車整備振興会</li> <li>・一般財団法人 ほくせいふれあい財団</li> <li>・一般財団法人 澄懷堂</li> <li>・一般財団法人 特殊教育振興財団居仁会</li> </ul>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>
6 備考	次回開催日：平成24年11月21日	